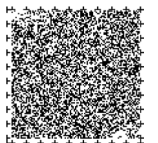


第1部 総論



第1部 総論

1 計画策定の趣旨

福岡県では、国際婦人年に国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、昭和55（1980）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定（昭和61（1986）年に第2次、平成8（1996）年に第3次計画を策定）し、女性の地位向上の取組を進めてきました。平成11（1999）年には男女共同参画社会基本法が制定され、同法を踏まえ、平成13（2001）年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌平成14（2002）年に「福岡県男女共同参画計画」を策定（平成18（2006）年に第2次、平成23（2011）年に第3次、平成27（2015）年の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）制定に伴い、平成28（2016）年策定の第4次からは同法に規定する都道府県推進計画としても策定し、令和3（2021）年に第5次計画を策定）し、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、平成8（1996）年には男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県女性総合センターあすばる」（平成15（2003）年に「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称）を開設し、平成18（2006）年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定（平成23（2011）年に第2次、平成28（2016）年に第3次、令和3（2021）年に第4次計画を策定）しました。

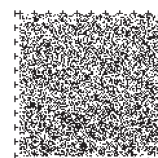
令和6（2024）年には、「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定しました。

第5次計画では、「性別にかかわらず人権が互いに尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会」「男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会」「新しい働き方・暮らし方を実現し、一人ひとりが望む生き方ができる社会」の実現を目指して、様々な取組を進めてきました。

こうした取組により、女性の就業者の増加や男性の育児休業の取得率の向上といった面では一定の成果が見られ、全体的な意識改革も進展しています。しかし、依然として男女間の格差や固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

さらに、ジェンダーに基づく暴力の深刻化や支援を求める女性の抱える問題の多様化、複合化、複雑化といった課題にも直面しています。

このような課題に対応する関連施策を総合的に推進していく観点から、「福岡県男女共同参画計画」、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を統合し、計画策定時からの社会情勢の変化やこれまでの課題を踏まえ、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、「第6次福岡県男女共同参画計画」を策定するものです。



2 計画の性格

本県のジェンダー平等・男女共同参画の推進に関し、総合的、計画的に講ずべき施策について体系化し、今後の方向性を定めるとともに、施策の推進にあたり現状や課題を考慮し、実施すべき事項を定めるものです。

本計画は、以下の計画として位置づけます。

- 男女共同参画社会基本法第14条第1項に基づく都道府県男女共同参画計画
- 福岡県男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画
- 女性活躍推進法第6条第1項に基づく都道府県推進計画
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく都道府県基本計画
- 福岡県総合計画を支えるジェンダー平等・男女共同参画分野の個別計画

3 基本理念

福岡県男女共同参画推進条例第3条の規定に基づき、次に掲げる理念を基本として施策を推進します。

- 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること
- 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること
- 男女が社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女がともに責任を担うこと

4 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

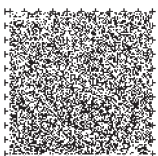
5 計画の背景

（1）人口、家族、生活の変化

① 福岡県の人口

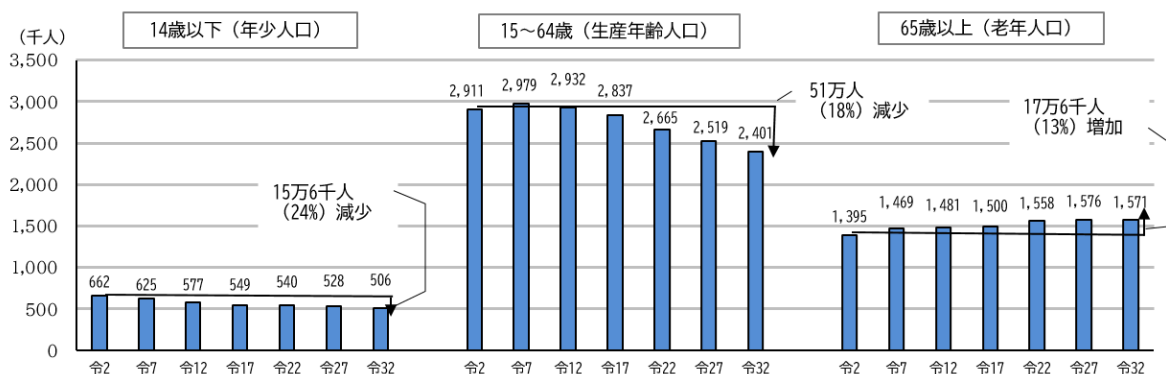
福岡県の人口は、これまで増加基調でしたが、今後、減少に向かうと見込まれています。

また、少子高齢化の進行に伴い、年少人口や生産年齢人口が減少しています。



社会を担う中核である生産年齢人口の減少は、地域社会の活力の低下、労働力不足の深刻化につながる事が懸念され、持続可能な社会を維持するうえで喫緊の課題となっています。

図表1 年齢区分別将来人口（福岡県）



備考：令和2年までは総務省「国勢調査」（令和2年）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（令和5年）より作成

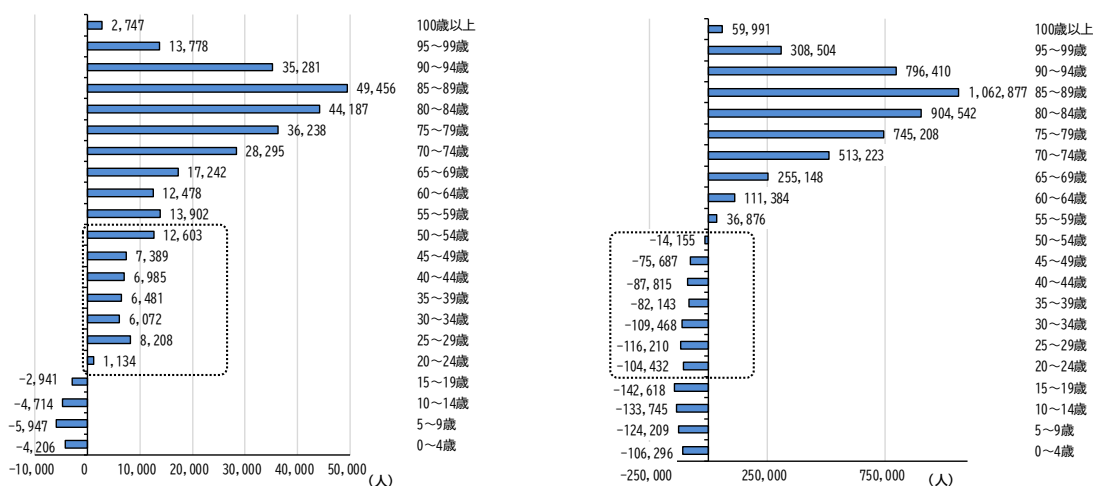
② 人口の女性比率

20歳代～50歳代前半の世代において、全国では女性の割合が低い状況にありますが、福岡県では女性の割合が高いという特徴があります。人口構造の面でも、女性の活躍は、福岡県が持続的に成長し豊かな社会を築いていくうえで重要であると考えられます。

図表2 人口構成（女性－男性）

（福岡県）

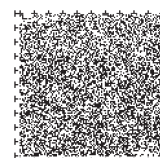
（全国）



備考：総務省「国勢調査」（令和2年）

③ 家族形態の変化

家族類型別の世帯数の変化を比較した場合、単独世帯、ひとり親世帯、夫婦のみの世帯、非親族世帯が増加しています。



また夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯数は、全国的に増加しており、総務省「労働力調査」によると、令和6（2024）年には1,300万世帯と過去最高となりました。一方、男性雇用者と無業の妻からなる世帯は減少しており、令和6（2024）年は508万世帯で共働き世帯の半数以下となっています。

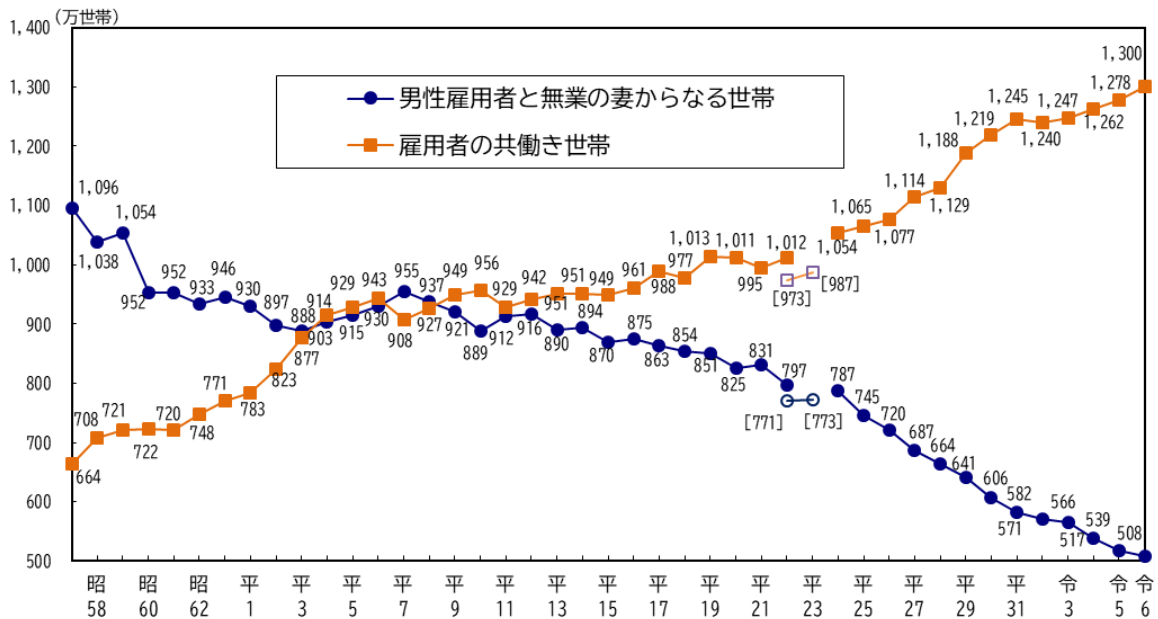
図表3 家族類型別の世帯数（福岡県）

（世帯、人）

	核家族世帯					その他の親族と一緒の世帯	非親族世帯	単独世帯
	うち、夫婦のみ	うち、夫婦と子ども	うち、男親と子ども	うち、女親と子ども				
昭和60年	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
平成2年	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
平成7年	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
平成12年	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
平成17年	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
平成22年	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
平成27年	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806
令和2年	1,213,986	440,783	553,879	28,051	191,273	130,349	21,570	942,993

備考：総務省「国勢調査」

図表4 共働き等世帯数(全国)



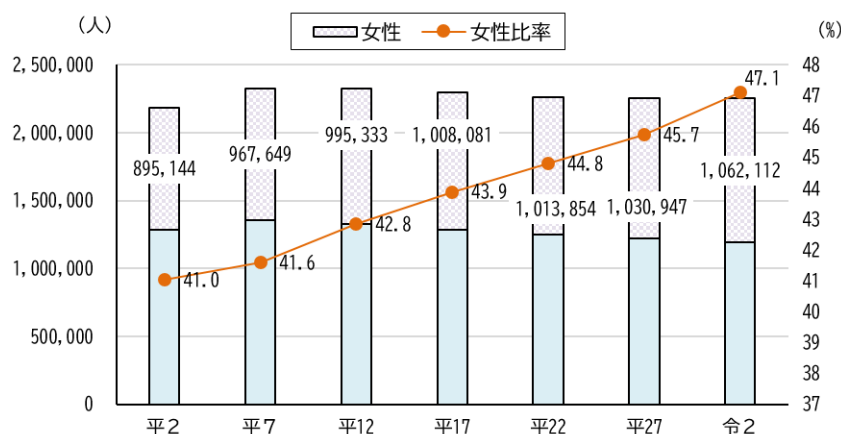
(2) 就業をめぐる状況

① 女性の就業状況

女性の就業者数及び就業者に占める女性の割合は増加しています。

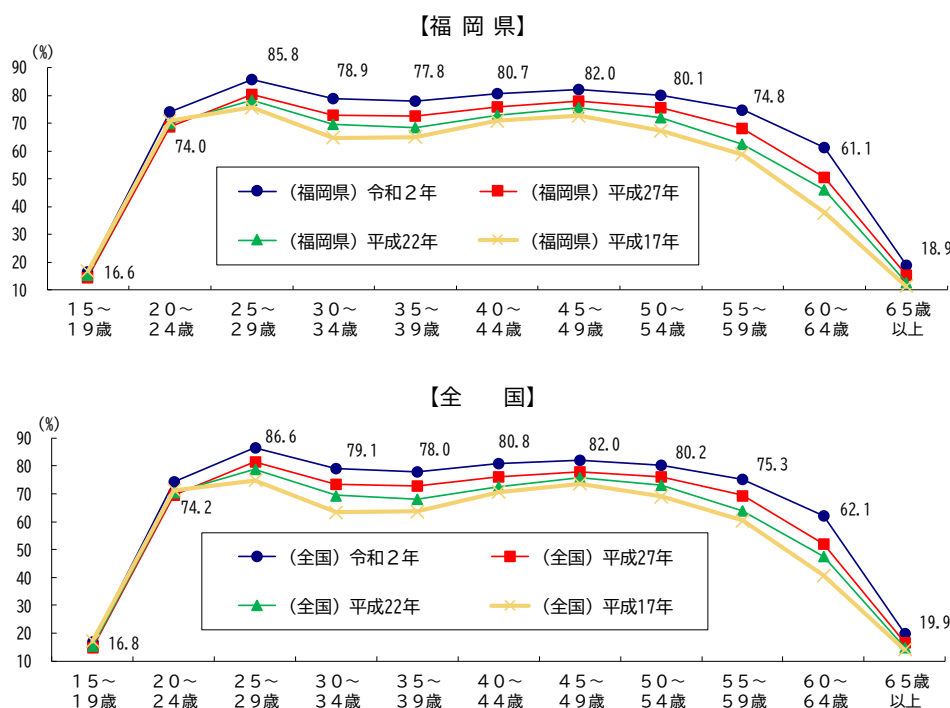
出産・育児等により離職する女性の割合は減少しており、いわゆるM字カーブの底は年々浅くなっています。一方で、県内の25歳～44歳の就業を希望する女性のうち、子育て等を理由に求職活動ができない女性は約1万5千人に上っており、働きたくても就業できていない子育て中の女性が依然として存在していることを示しています。

図表5 女性の就業者数、就業者に占める女性の割合（福岡県）

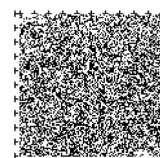


備考：総務省「国勢調査」

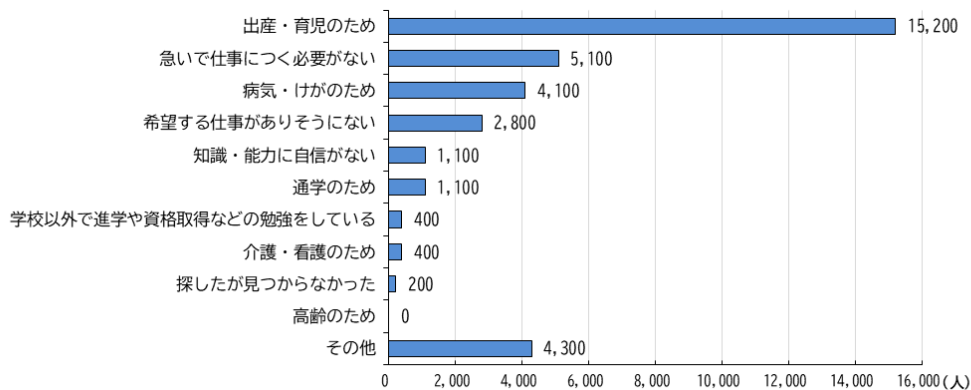
図表6 女性の年代階級別労働力率（福岡県・全国）



備考：総務省「国勢調査」



図表7 25歳～44歳の女性の就業希望者のうち非求職者の非求職理由（福岡県）



※就業を希望する25歳～44歳の女性（66,200人）のうち非求職者（34,700人）の非求職理由

備考：総務省「就業構造基本調査」（令和4年）

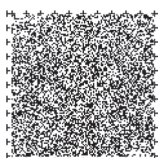
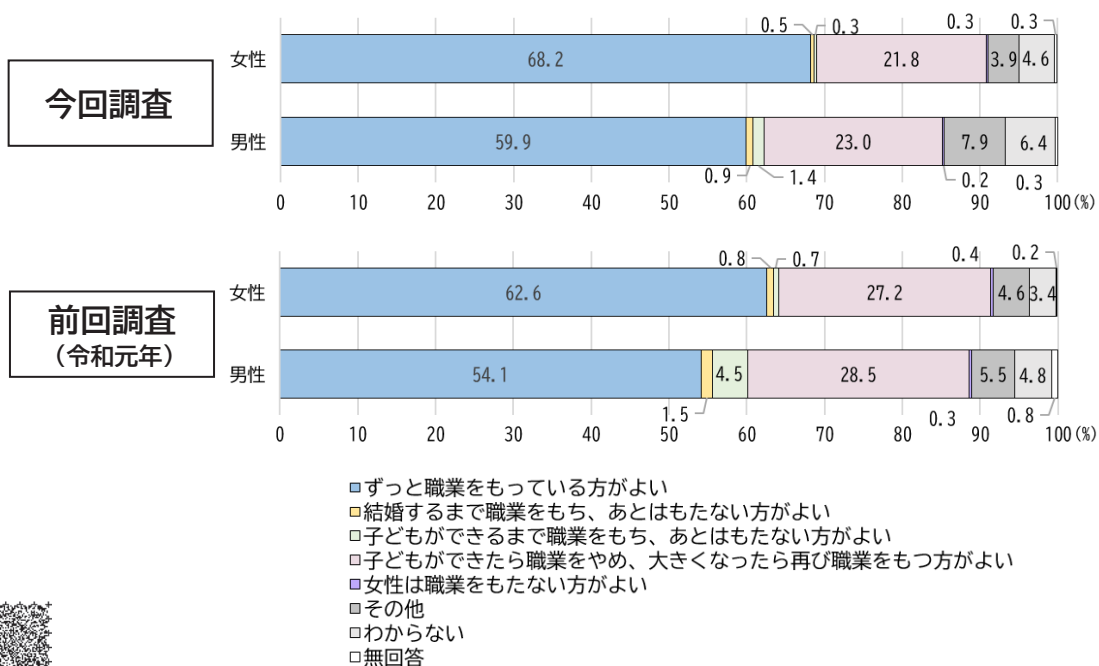
② 就業に関する希望と現実の就業

令和6（2024）年度に福岡県が実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」（以下「県民意識調査」という。）によると、女性が職業をもつことについて「ずっと職業をもっている方がよい」と考える人の割合は男女ともに増加し、女性では約7割となっています。

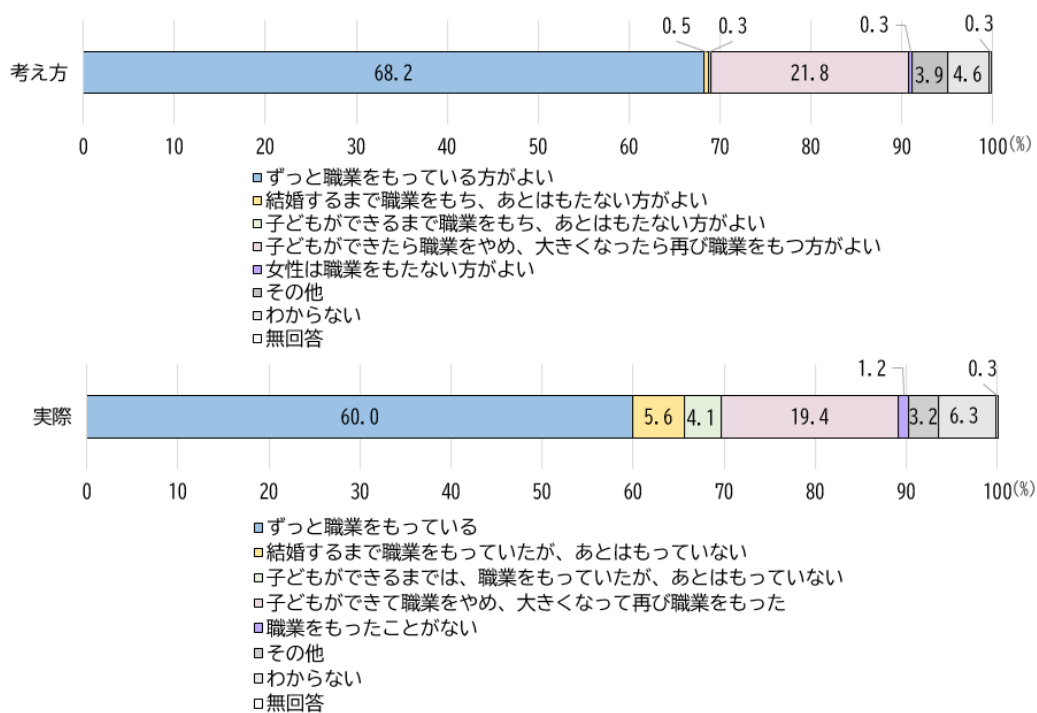
これに対し、『就業継続』を考えている女性の割合（68.2%）よりも、実際の働き方で『就業継続』している女性の割合（60.0%）が少なく、就業継続を希望していても子育て等のために離職せざるを得ない状況が依然としてあります。

また、女性が働き続けるためには、主に、柔軟な働き方や仕事と家庭を両立しやすい職場環境・風土づくりが求められています。

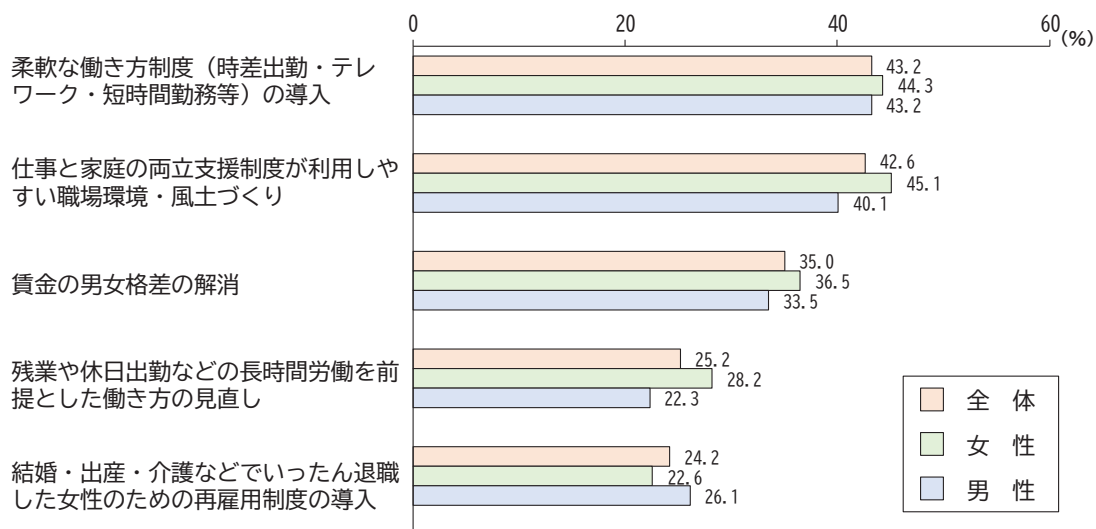
図表8 女性が職業をもつことについての考え方と現実
【女性が職業をもつことについての考え方（福岡県）】



〔女性が職業をもつことについての考え方と実際の比較（福岡県・女性）〕



〔女性が働き続けるために必要なこと（上位5位）（福岡県）〕

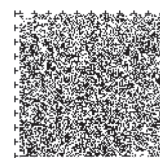


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

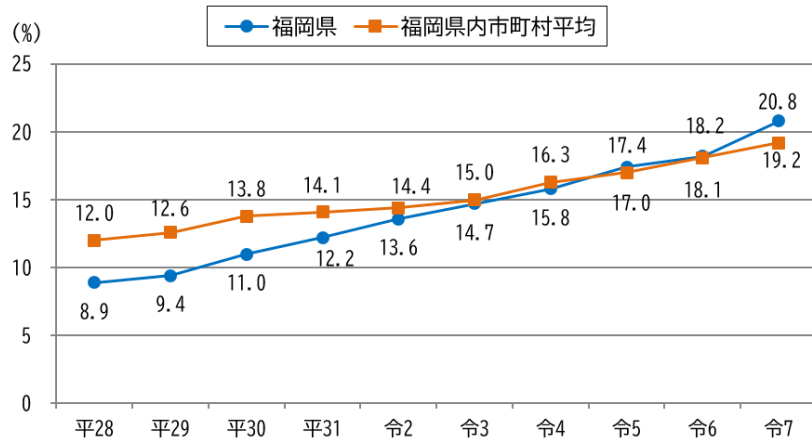
③ 管理職に占める女性の割合

福岡県における女性公務員の管理職登用の割合は、令和7（2025）年4月で20.8%、県内市町村における同割合は19.2%となっており、県や市町村の職員における女性の管理職への登用は、年々進んでいます。

県・市町村・県内事業所等における管理的職業従事者に占める女性の割合は、令和4（2022）年に17.9%まで上昇しましたが、男性の割合と比べると、いまだ低い状況にあります。



図表9 女性公務員の管理職登用の状況



※福岡県の数字は、知事部局、教育庁、県警本部の合計数値

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

図表10 県・市町村・県内事業所等における管理的職業従事者に占める女性の割合（福岡県）

	福岡県
平成29年	17.3%
令和4年	17.9%

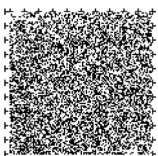
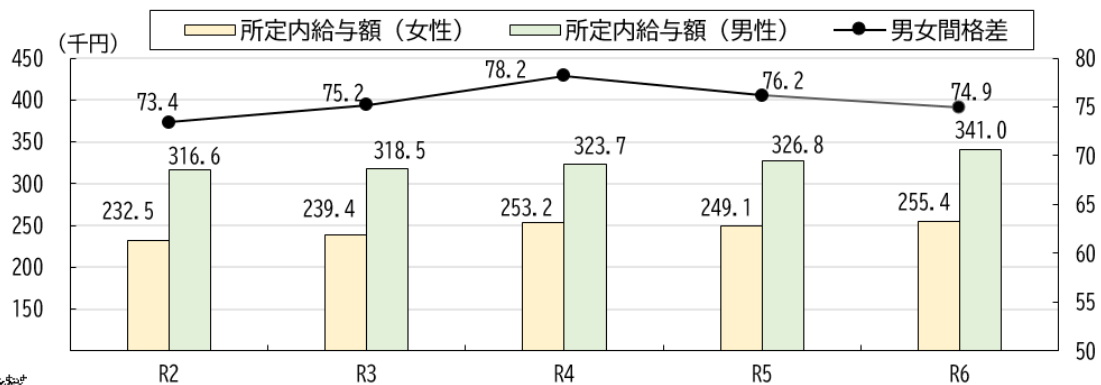
備考：総務省「就業構造基本調査」

④ 男女間の賃金格差

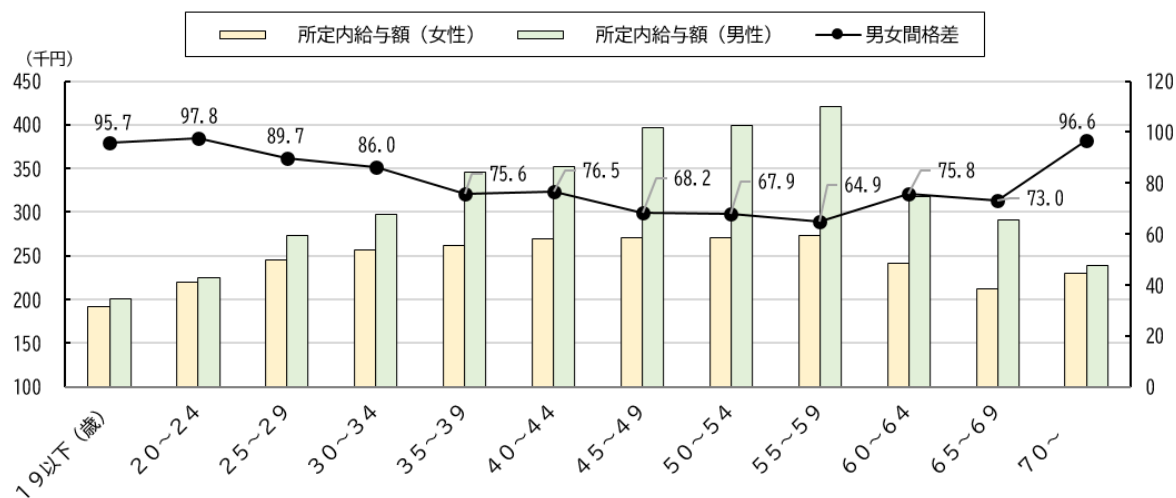
男性の給与水準を100とした場合の女性の給与水準は、令和6（2024）年は74.9となっており、依然として男女間の格差が生じています。また、20歳代前半までは90を超えていますが、その後、50歳代まで年齢が上がるにつれ格差が拡大している傾向にあります。

図表11 所定内給与額と男女間格差（福岡県）

〔推移〕



〔男女年齢階級別・令和6年〕



所定内給与：きまって支給する給与（毎月、就業規則、労働協定などであらかじめ定められた算定方法によって算定される給与）のうち、超過労働給与を除いたもの

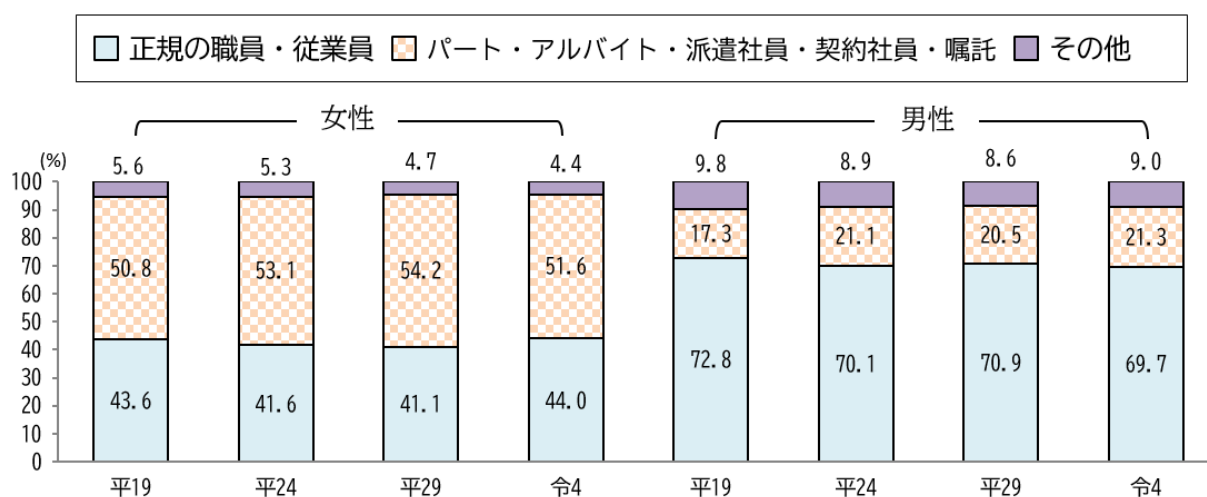
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑤ 雇用者に占める非正規雇用労働者の構成割合

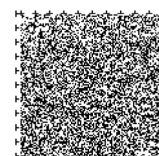
パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などの非正規雇用の割合は、女性が5割を超えるのに対し、男性は2割と男女差が生じています。

女性の年齢階級別正規雇用比率は、20代後半をピークに低下し、30代以降は非正規雇用の割合が高くなる、いわゆるL字カーブを描いています。

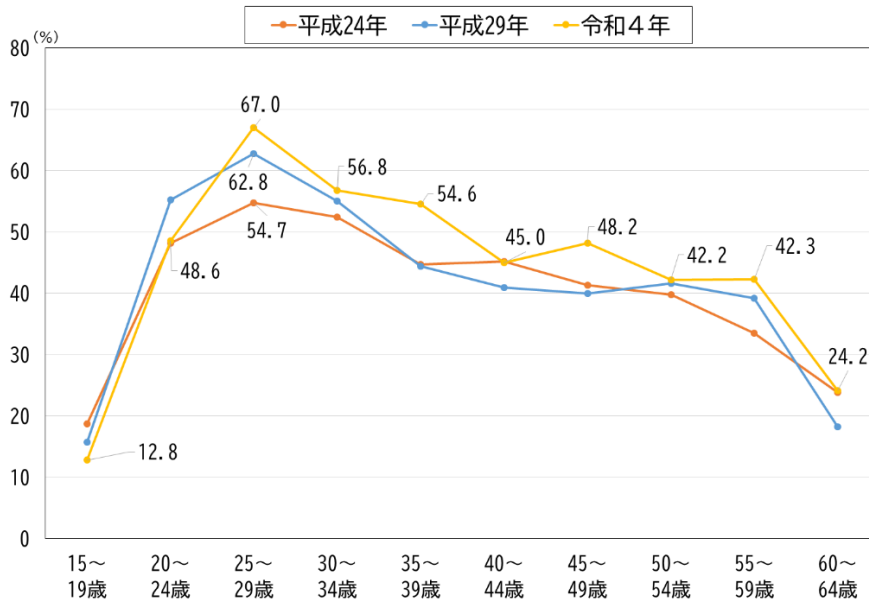
図表 12 男女の雇用形態（福岡県）



備考：総務省「就業構造基本調査」



図表 13 女性の年齢階級別正規雇用比率（福岡県）



備考：総務省「就業構造基本調査」

⑥ 起業家に占める女性の割合

起業家に占める女性の割合は増加していますが、その割合は2割程度にとどまっています。

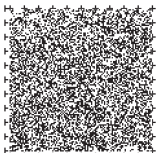
図表 14 起業家に占める女性の割合（福岡県・全国）

	平成 29 年	令和 4 年
福岡県	19.5%	20.6%
全国	19.3%	22.3%

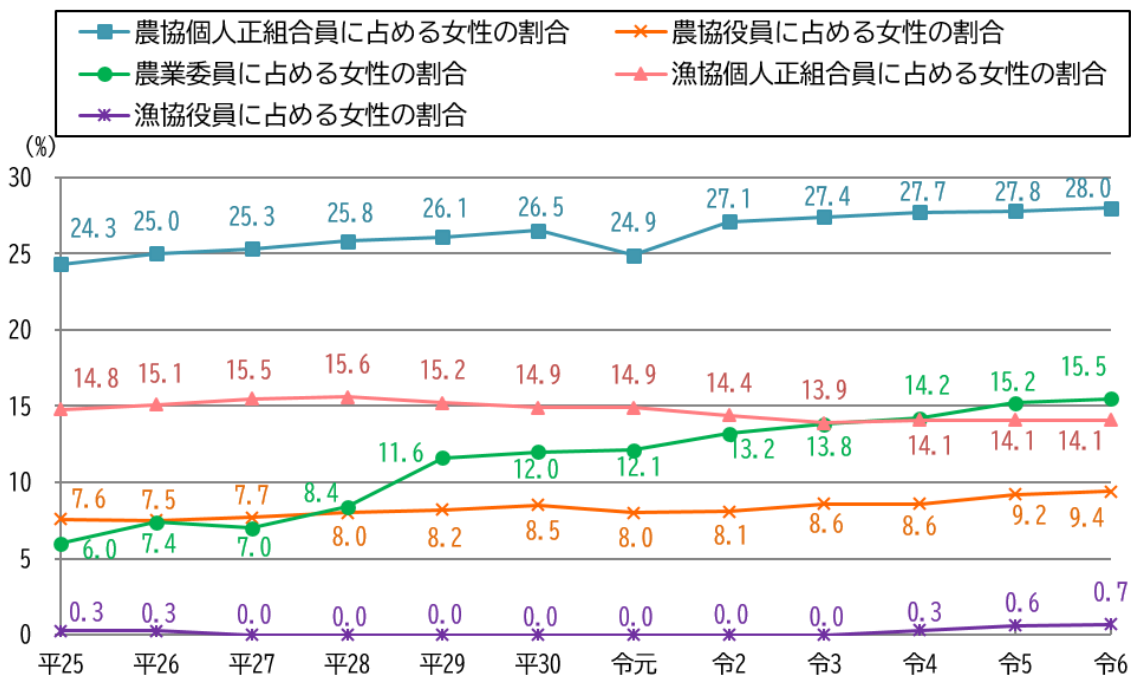
備考：総務省「就業構造基本調査」

⑦ 農林漁業における女性の参画

農協の個人正組合員に占める女性の割合は概ね増加傾向にあり、28.0%が女性（令和6（2024）年度末時点）となっています。農業委員に占める女性の割合は、上昇傾向にあります。漁協の個人正組合員に占める女性の割合は、約14%で横ばいの傾向にあります。農協及び漁協の役員に占める女性の割合は上昇傾向にあります。



図表 15 農協・漁協等における女性の参画状況（福岡県）



備考：農業委員：各年 10 月 1 日現在（農林水産省経営局調べ）

農 協：各事業年度末（3 月末現在）（福岡県農林水産部団体指導課調べ）

漁 協：各事業年度末（3 月末現在）（福岡県農林水産部漁業管理課調べ）

（3）仕事と生活の両立の実態

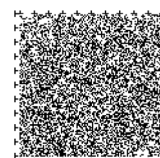
① 男女の労働時間

男女の長時間労働の状況を見ると、年間就業日数 200 日以上の雇用者のうち週間就業時間が 60 時間以上の者の割合（以下「長時間労働者の割合」という）は、男女とも減少傾向であるものの、その割合は、全国平均を上回っています。

図表 16 男女別長時間労働者の割合（福岡県・全国）

	平成 29 年		令和 4 年	
	女性	男性	女性	男性
福岡県	4.7%	14.6%	3.6%	8.8%
全国	4.4%	13.3%	2.8%	7.9%

備考：総務省「就業構造基本調査」

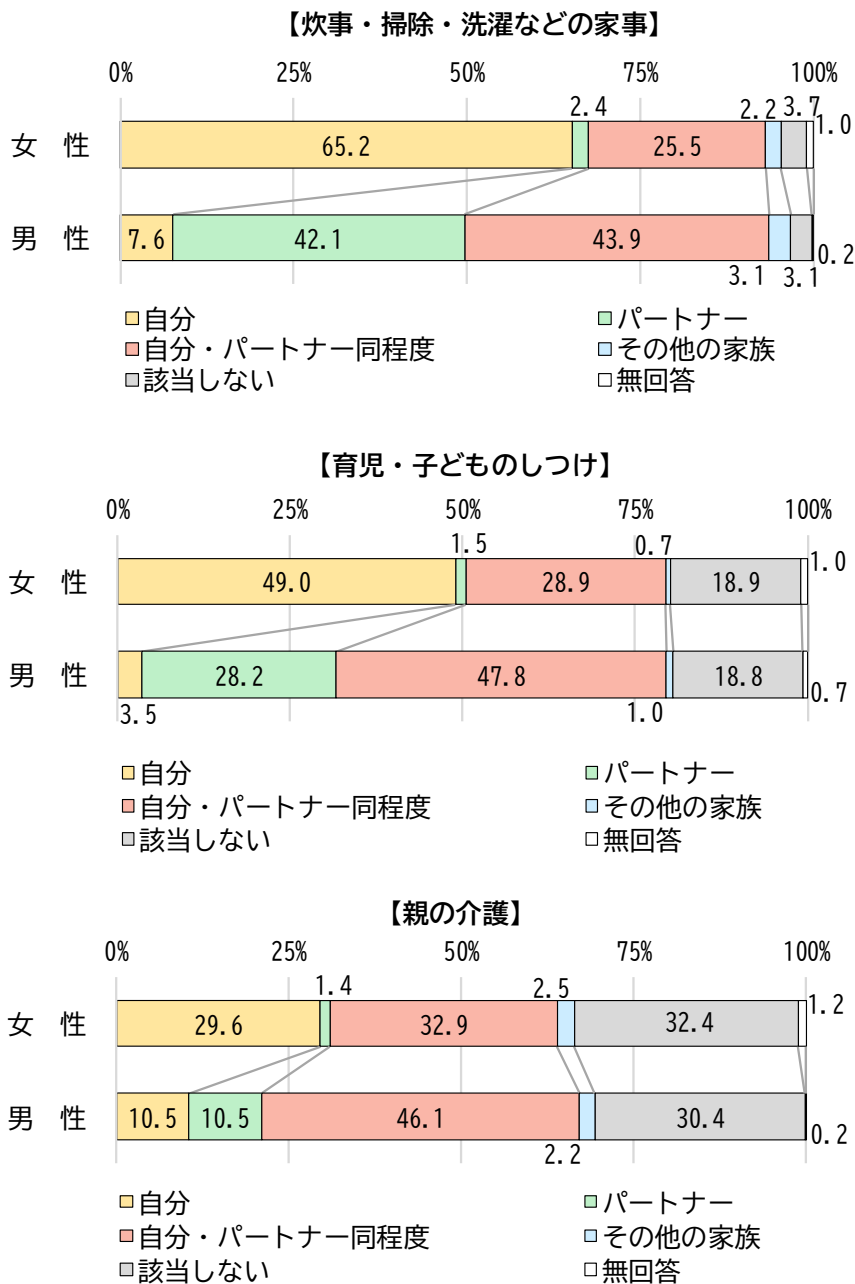


② 家事や育児など家庭内の役割分担

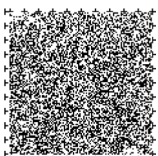
県民意識調査によると、「炊事・掃除・洗濯などの家事」や「育児・子どものしつけ」について、女性では「自分」とする人の割合が最も多い一方、男性では「自分・パートナー同程度」とする人の割合が最も多くなっており、男女間での認識の違いが見られます。

また、妻の家事関連時間は、夫婦とこども世帯、共働き世帯とも、夫の5倍以上となっています。

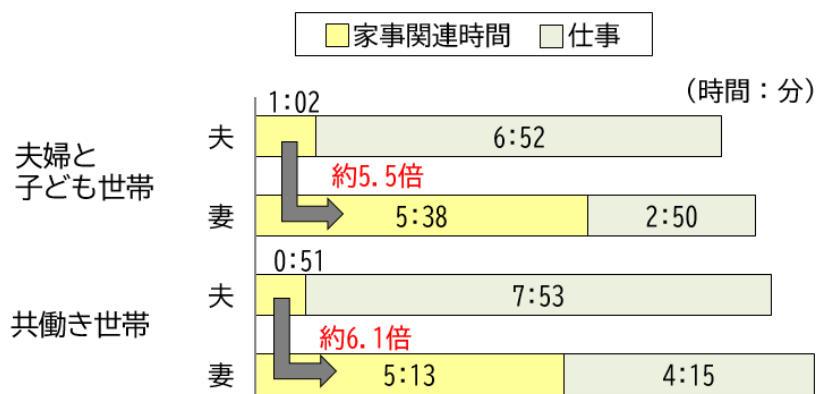
図表 17 家庭内の役割分担の状況（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



図表 18 夫婦と子ども世帯・共働き世帯の一日の家事関連時間（福岡県）



※ 家事関連時間 ……「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の時間
 夫婦と子ども世帯…夫婦の有業は問わず子どものいる世帯
 共働き世帯 ……子どもの有無を問わず夫婦とも有業の世帯
 備考：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

③ 育児休業取得状況及び意識

県内事業所における男性の育児休業取得率は大きく上昇していますが、女性に比べると、取得率は低く取得期間は短い状況が依然としてあります。

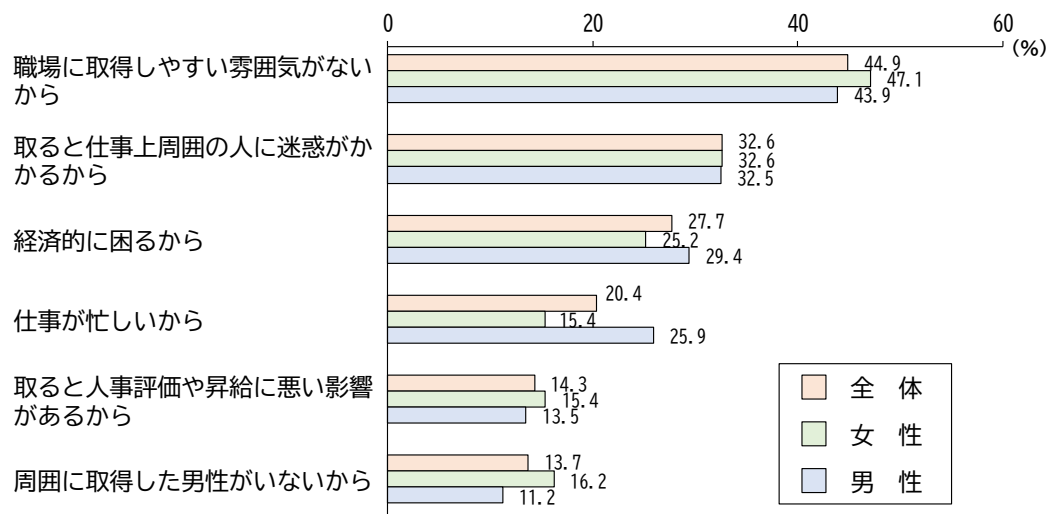
県民意識調査によると、男性が育児休業を取得しない理由としては、職場の雰囲気や仕事上周囲に迷惑がかかることを挙げる割合が高い状況にあります。

図表 19 男女別育児休業取得率（福岡県）

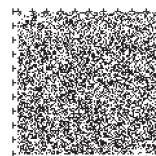
	女性	男性
平成 28 年	94.6%	3.7%
令和 5 年	95.7%	54.6%

備考：福岡県「令和6年度育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査」

図表 20 男性が育児休業を取得しない（できない）理由（上位6位）（福岡県）



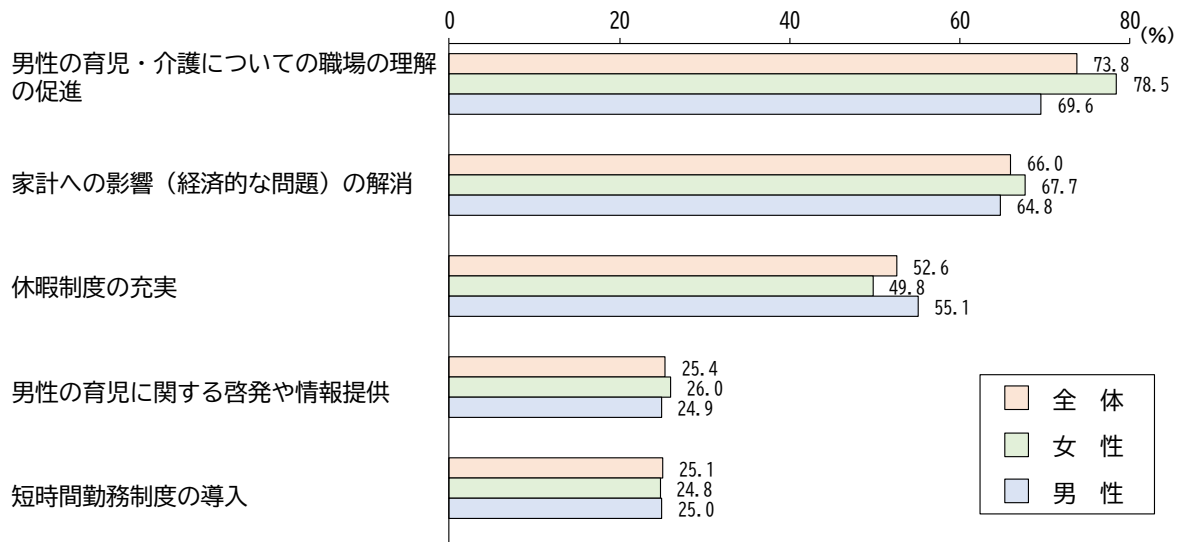
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



④ 育児・介護を担うために必要なこと

県民意識調査によると、男女がともに育児・介護を担うために必要なことについて、「男性の育児・介護についての職場の理解の促進」などを求める人が多くなっています。

図表 21 男女がともに育児・介護を担うために必要なこと（上位5位）（福岡県）



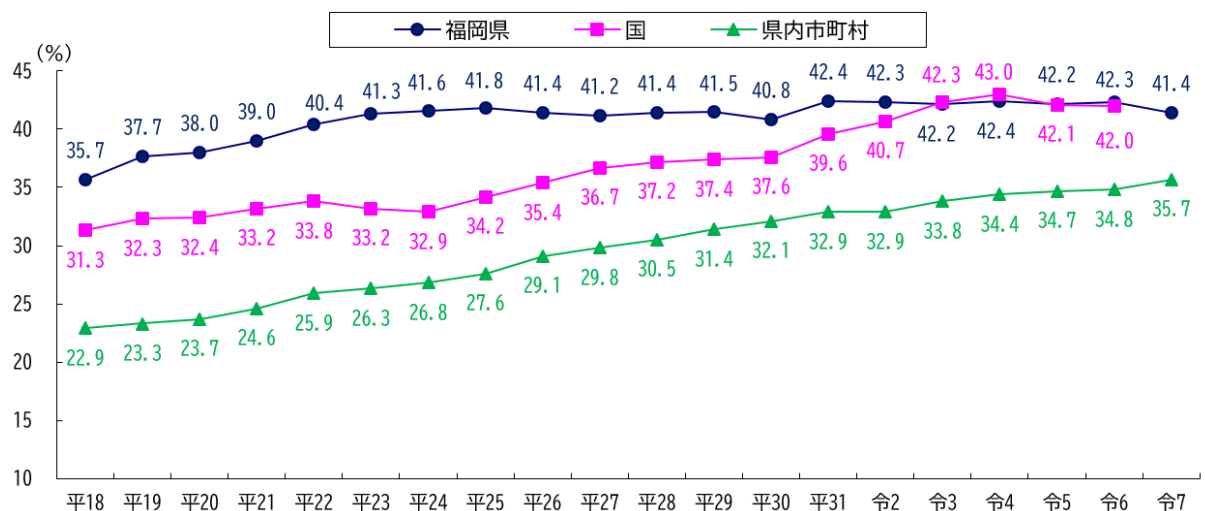
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

（4）地域における男女共同参画の状況

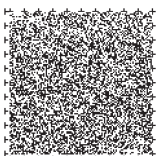
① 審議会等に占める女性委員比率（県・市町村）

県の審議会における女性委員の割合は4割を超えており、市町村の審議会においても、平成28（2016）年以降30%以上を維持しており、女性委員の登用が着実に進んでいます。

図表 22 審議会等における女性委員比率（福岡県、全国）



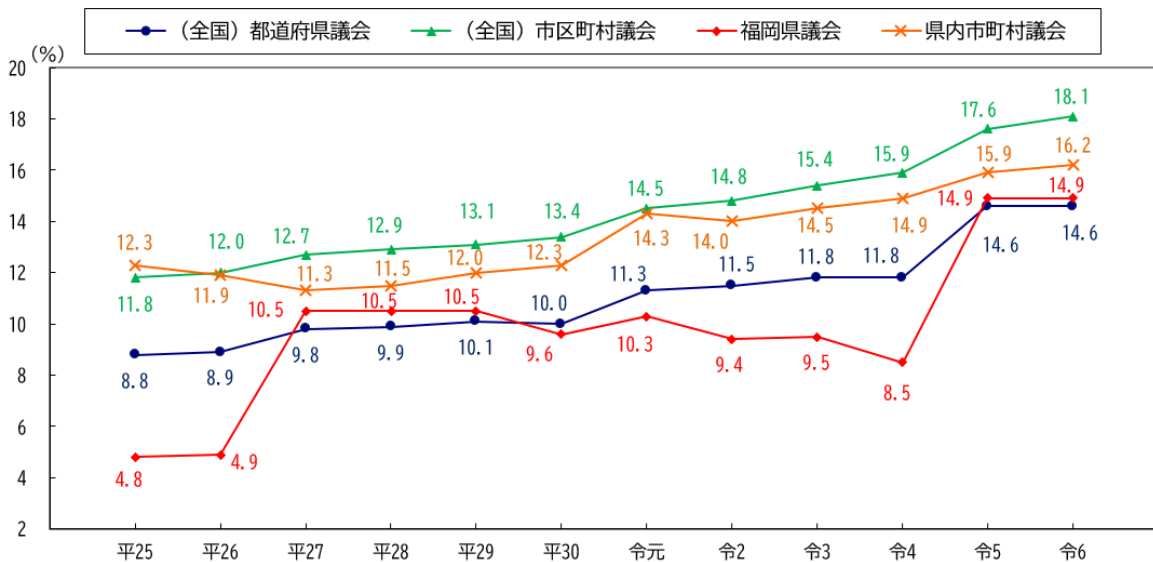
備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ



② 地方議会における女性議員比率

福岡県議会における女性議員の比率は、令和6（2024）年12月現在で14.9%、県内の市町村議会議員における女性議員の比率は16.2%となっています。

図表23 地方議会議員に占める女性の割合（福岡県・全国）



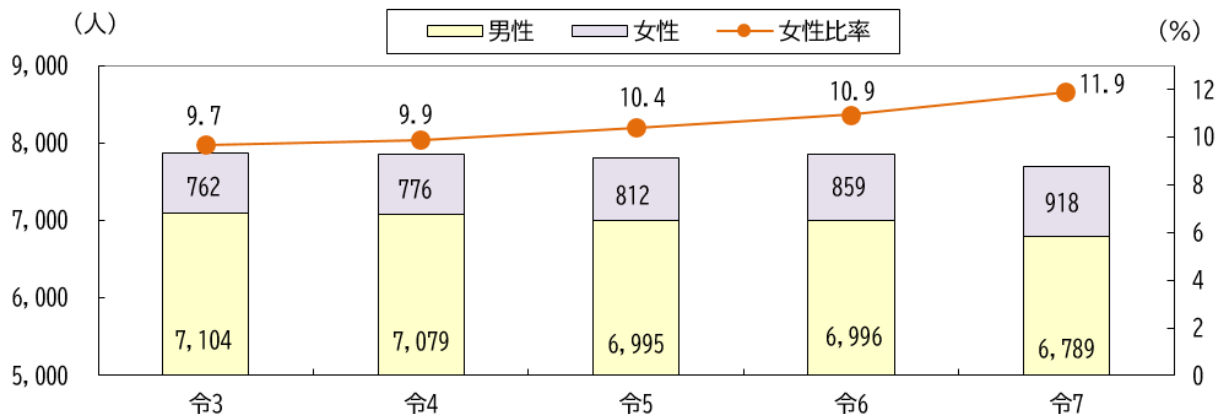
備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

③ 自治会における女性の参画

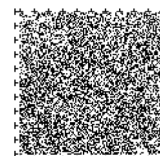
令和7（2025）年7月現在、福岡県の自治会長に占める女性の割合は11.9%にとどまっています。

県民意識調査によると、自治会役員に女性が少ない理由として、「責任のある役割を引き受けたがらない女性が多いから」という回答が多く、次に「自治会の円滑な運営には男性自治会長が望ましいと考えている地域が多いから」という回答が多くなっています。

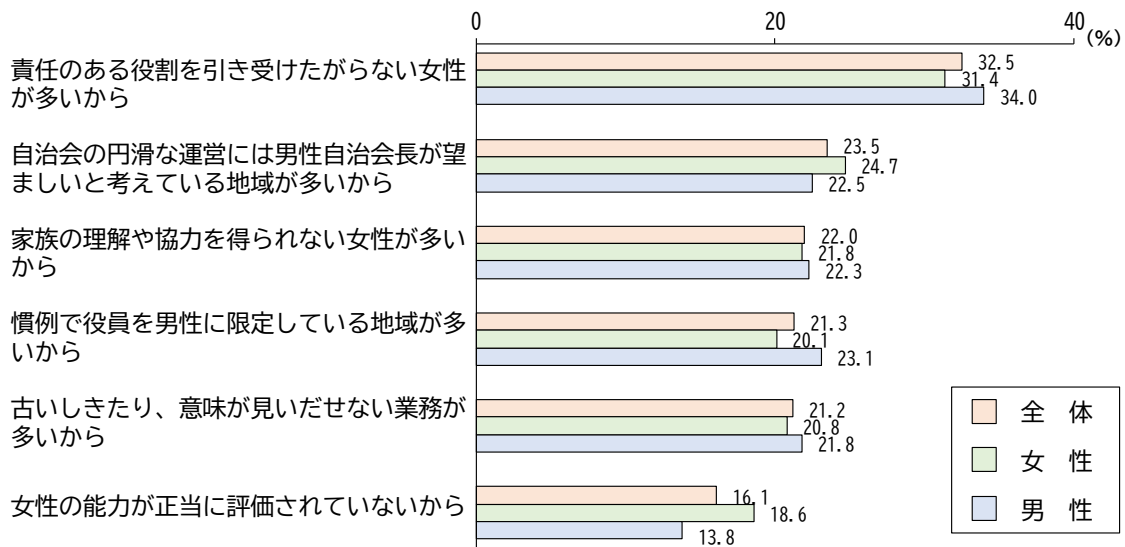
図表24 自治会長に占める女性の割合（福岡県）



備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ



図表 25 自治会役員に女性が少ない理由（上位6位）（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

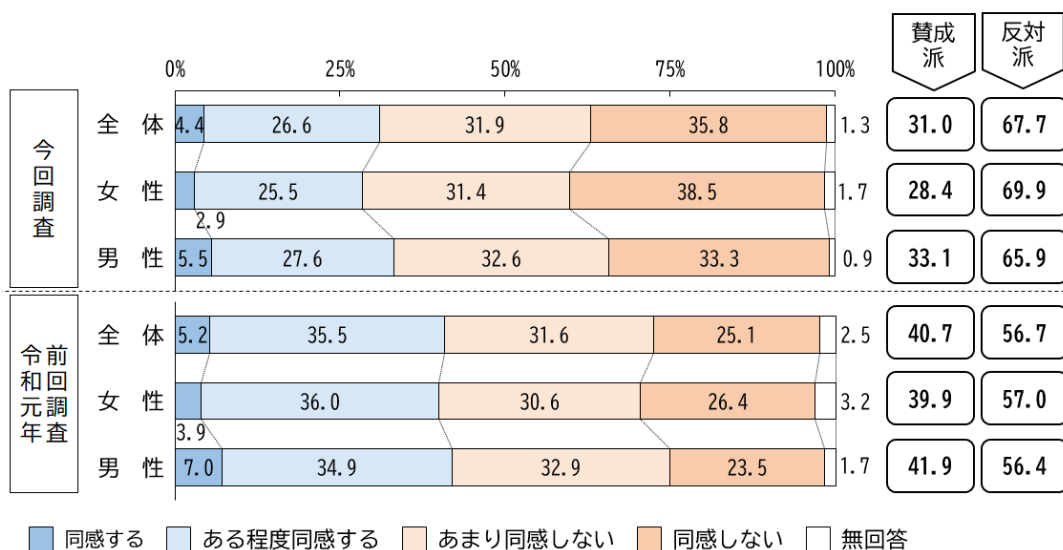
（5）県民の意識

① 固定的な性別役割分担意識について

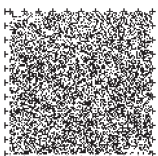
県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」「あまり同感しない」を合わせた『反対派』が約7割を占め、前回調査より11ポイント増加しており、社会全体の意識改革は着実に進んでいます。

性別、年代別に見ると、「同感する」「ある程度同感する」を合わせた『賛成派』の割合が70歳以上の男性で65.4%と最も高くなっています。高い年代で『賛成派』が多くみられる一方、「同感する」の割合は、18歳～29歳の男性が11.9%と最も高くなっており、特に若年層における固定的な性別役割分担意識の強さは、今後の男女共同参画推進に向けた課題となっています。

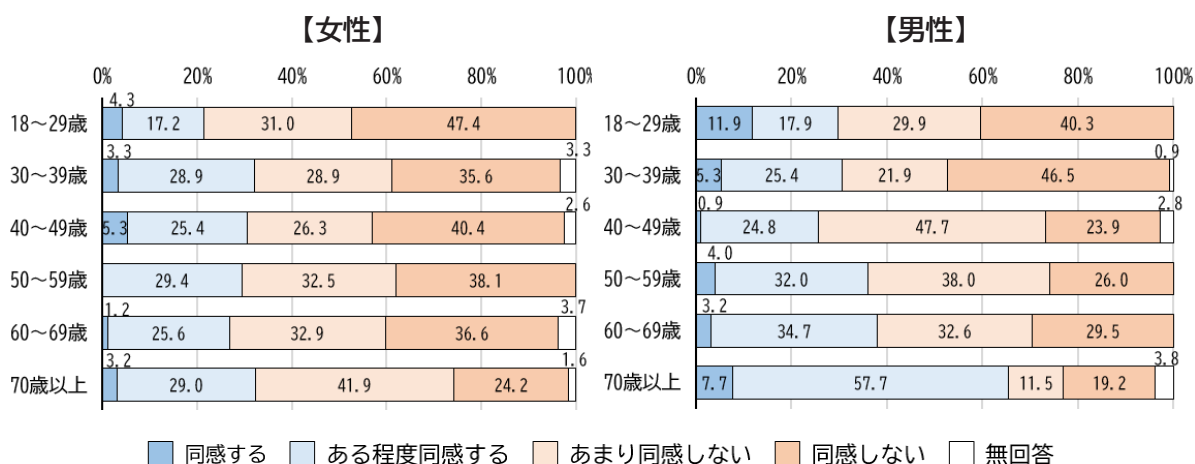
図表 26-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意見〔全体〕（福岡県）



■ 同感する ■ ある程度同感する ■ あまり同感しない ■ 同感しない □ 無回答



図表 26-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意見〔性別・年代別〕（福岡県）



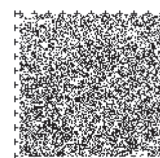
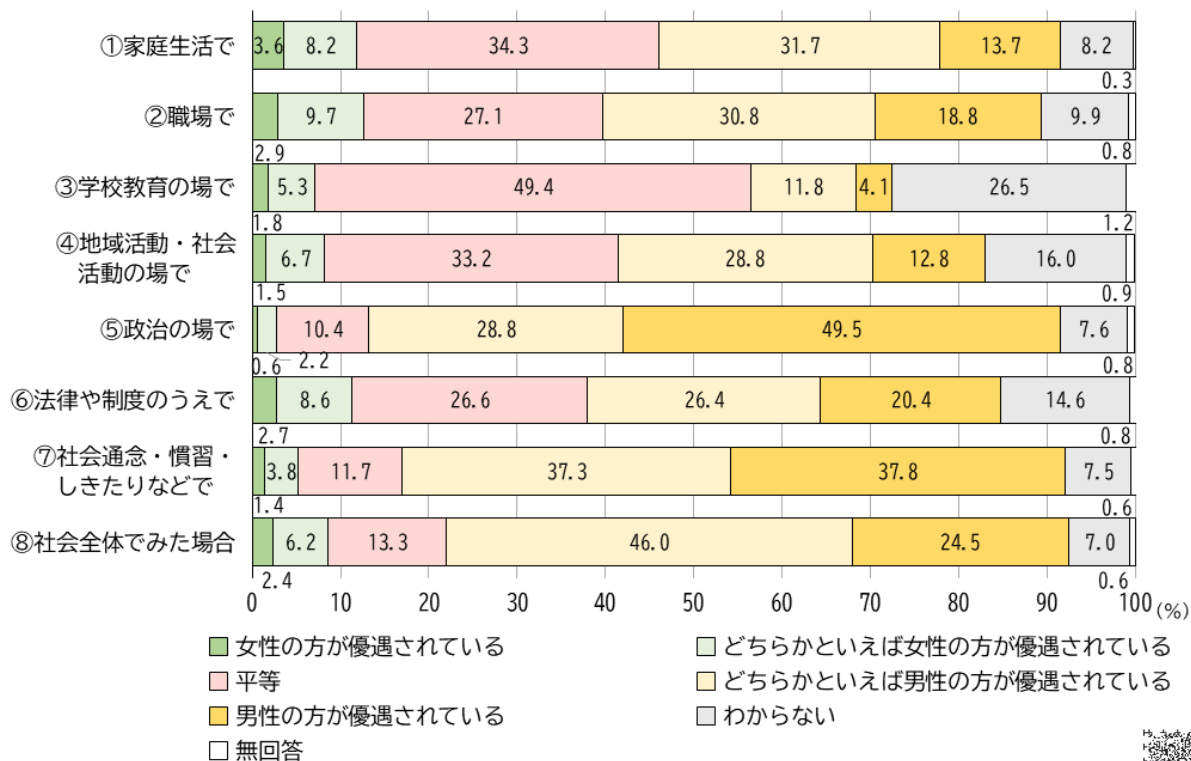
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

② 男女の地位の平等感について

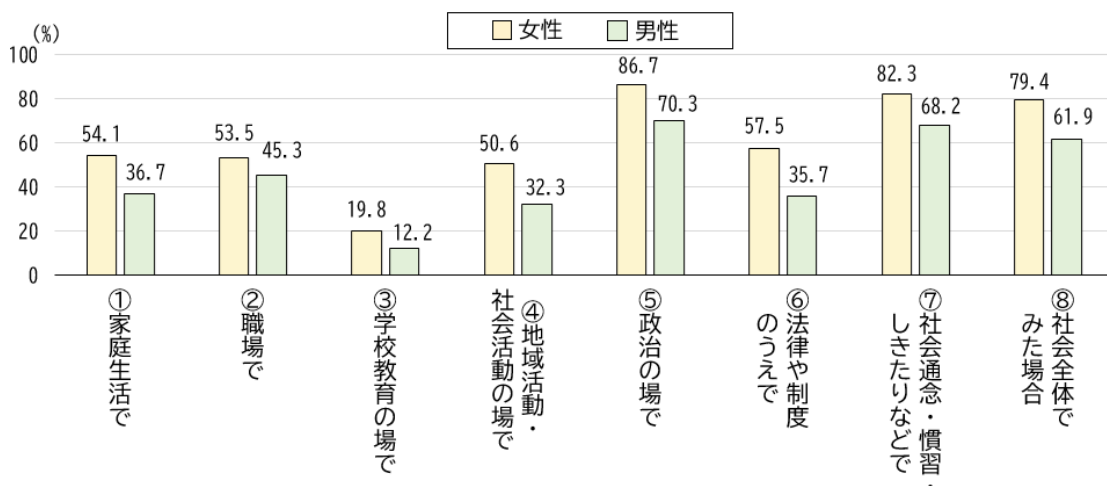
県民意識調査によると、男女の地位が平等になっているかどうかについて、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』が、「政治の場で」や「社会通念・慣習・しきたりなどで」「社会全体でみた場合」においては7割を超えており、依然として男性優位と感じる状況にあることがうかがえます。

また、「職場」及び「学校教育の場」以外において、『男性優遇』の割合の男女差が10ポイント以上あるなど男女間で認識差が見られます。

図表 27 男女の地位の平等感〔全体〕（福岡県）



『男性優遇』の回答割合〔性別〕（福岡県）

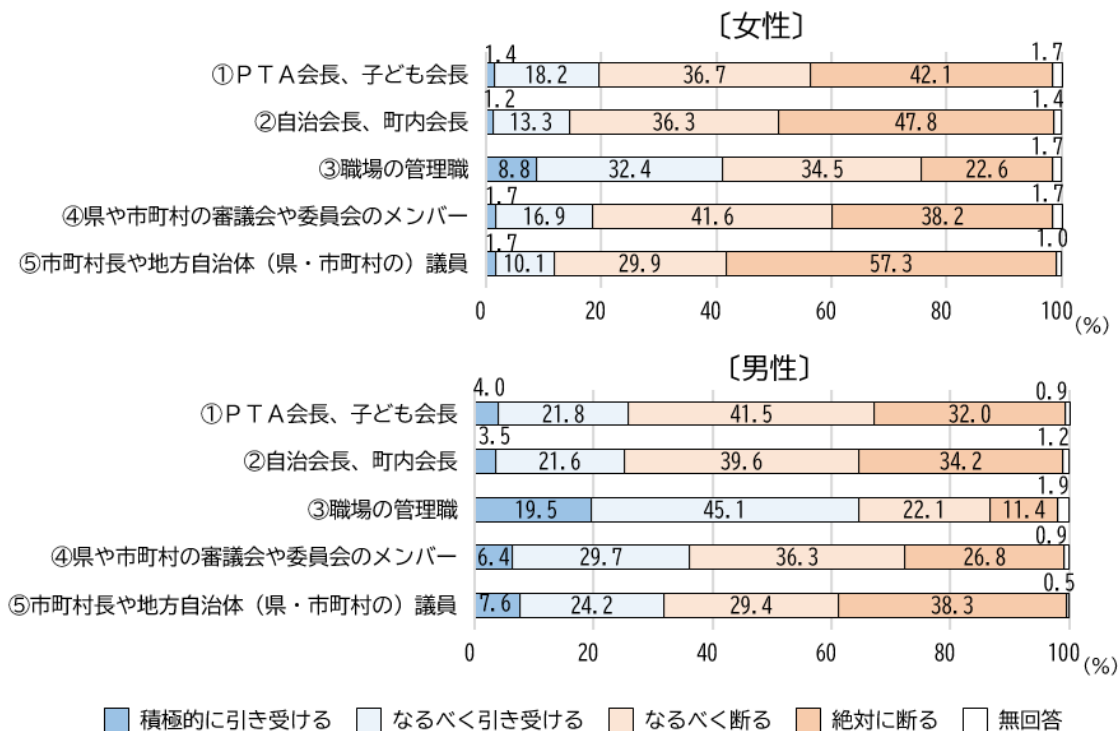


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

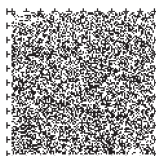
③ 役職・公職への就任について

県民意識調査によると、役職、公職への就任や立候補を依頼された場合、男性よりも女性の方が『断る』と回答する割合が高くなっています。役職、公職への就任を断る理由として、男女いずれも「責任が重いから」「知識や能力の面で不安があるから」「時間的な余裕がないから」が多く、「知識や能力の面で不安があるから」は女性の方が多く、「時間的な余裕がないから」は男性の方が多い傾向にあります。

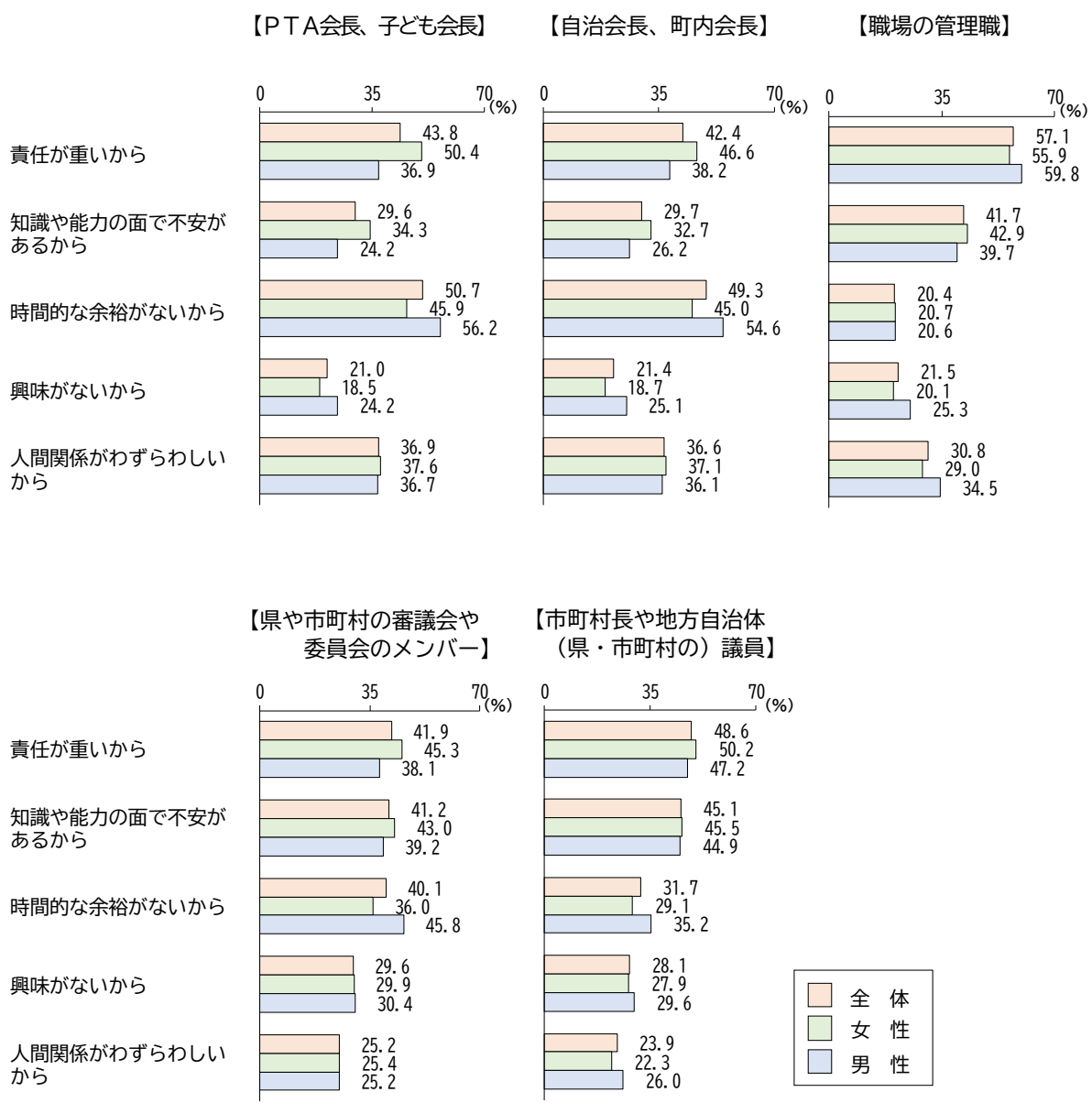
図表 28 役職・公職への就任や立候補の依頼への対応（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



図表 29 役職・公職への就任や立候補の依頼を断る理由（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

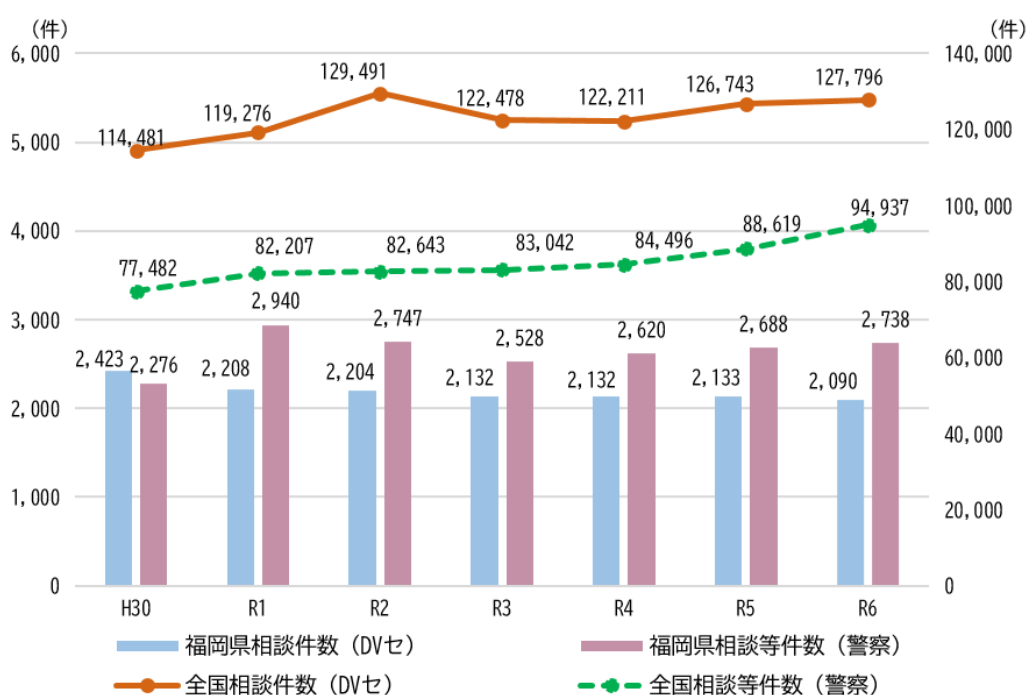
(6) ジェンダーに基づく暴力の状況

① DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数

県内の配偶者暴力相談支援センター（12 か所）で受けたDV相談の件数は、令和3（2021）年度以降横ばいとなっていますが、警察における相談等件数は、令和元（2019）年以降、配偶者暴力相談支援センターでの相談件数を上回り、全国的にも増加しています。

配偶者暴力相談支援センターの相談件数と警察の相談等件数を合わせると、相談件数は増加傾向にあります。DVは未だ根絶に至らず、個人の尊厳を深く傷つける深刻な社会問題となっています。

図表 30 DVに関する相談件数（福岡県・全国）



福岡県相談件数は、配偶者暴力相談支援センター12か所（県:10か所、北九州市:1か所、福岡市:1か所）

相談等件数とは、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

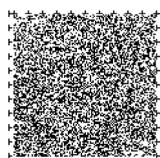
備考：福岡県相談件数・・・福岡県男女共同参画推進課調べ
 // 相談等件数・・・福岡県警調べ
 全国相談件数・・・内閣府男女共同参画局調べ
 // 相談等件数・・・警察庁調べ

注意：相談件数は「年度」単位、相談等件数は「年」単位の数値

〔福岡県相談件数（配偶者暴力相談支援センター）・性別〕

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
女性	2,331	2,101	2,089	2,000	2,014	1,944	1,964
男性	92	107	115	132	118	189	126
計	2,423	2,208	2,204	2,132	2,132	2,133	2,090

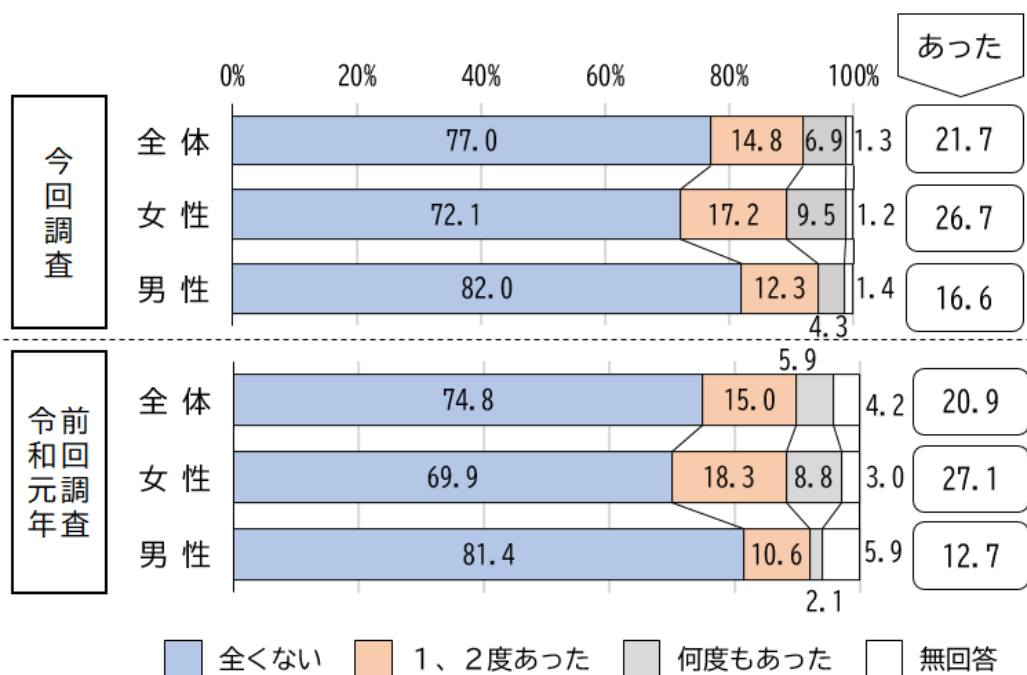
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ



② DVによる被害経験

配偶者や交際相手からの暴力の被害経験があった人の割合は、女性は26.7%と約4人にひとり、男性は16.6%と約6人にひとりとなっており、前回調査と比較すると男性のDV被害経験の割合が増加しています。

図表31 DV被害の経験（福岡県）

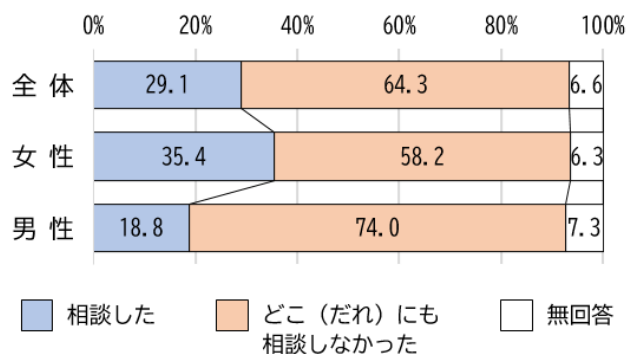


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

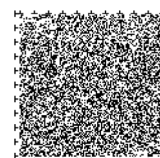
③ 被害について誰かに相談したか

DV被害を受けた人のうち、DVを受けたことについて、「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする割合は、女性は58.2%、男性では74.0%となっており、女性も男性も誰にも相談できず悩んでいる現状がうかがえます。

図表32 DV相談の有無（福岡県）



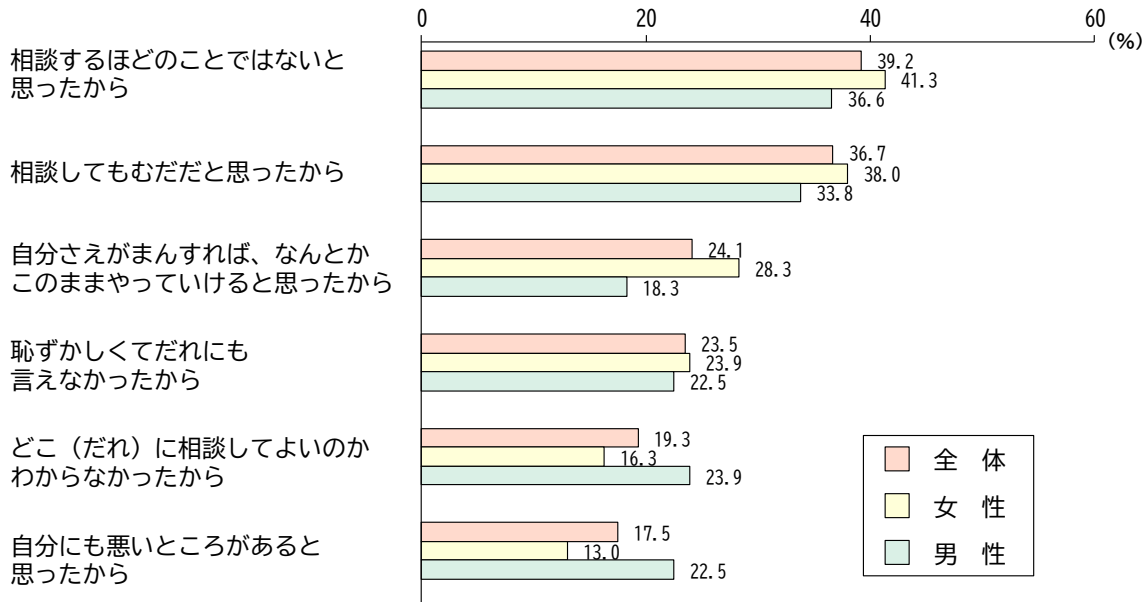
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



④ DVを相談しなかった理由

どこ（だれ）にも相談しなかった理由は、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」「相談してもむだだと思ったから」が多くなっています。

図表 33 DVを相談しなかった理由（上位6位）（福岡県）



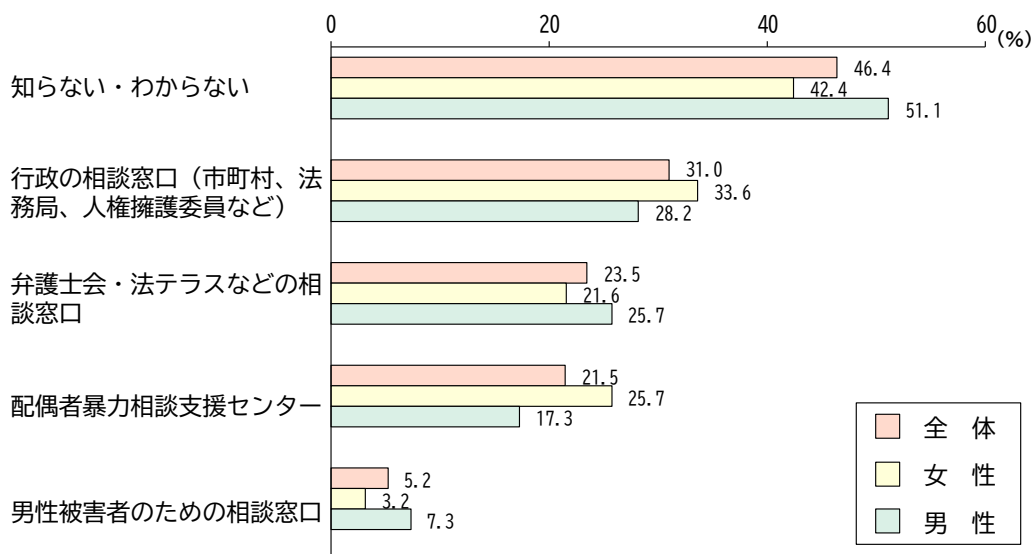
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

⑤ 相談窓口の周知

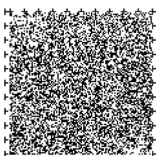
DVについての相談窓口を「知らない・わからない」と回答した人が46.4%となっています。

県ではこれまで、毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中をはじめ、相談窓口に関する様々な啓発活動を行ってきましたが、さらなる周知が必要です。

図表 34 DVについての相談窓口の認知（上位5位）（福岡県）



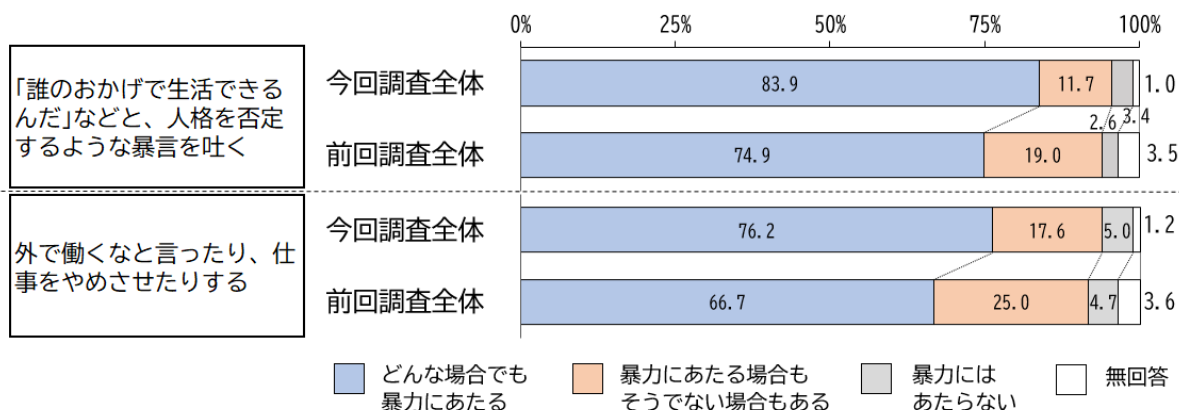
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



⑥ 暴力と認識される行為

DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力のみでなく、人格を否定するような暴言などの精神的暴力や、性的暴力など、様々な形態のものが存在します。前回調査と比較して、精神的暴力について「どんな場合でも暴力に当たる」と答えた人が増加しており、DVが身体的な暴力のみに留まらず、個人の尊厳を傷つける様々な行為がDVにあたることの認識が広がりつつあります。

図表 35 DVだと思うもの〔全体〕（福岡県） ※抜粋



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

⑦ 性犯罪認知件数の推移

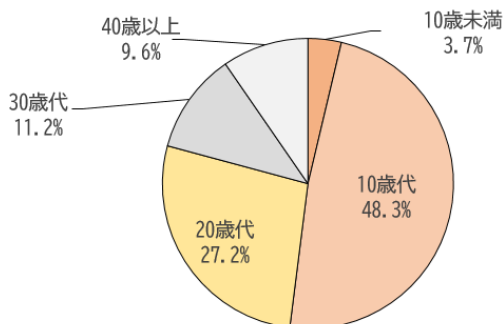
福岡県の令和7（2025）年における性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の警察の認知件数は、437件と前年比で45件（約9%）減少していますが、人口10万人当たりの認知件数は全国17位で、依然として高水準で推移しています。年代別では、10歳代及び20歳代の被害が全体の約8割を占めています。

図表 36 性犯罪の認知件数（福岡県）
〔推移〕

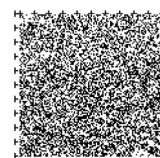
	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
認知件数（件）	381	321	228	251	281	362	482	437
人口10万人当たりの全国順位	2位	5位	8位	7位	8位	10位	11位	17位

※刑法改正に伴い、令和5年7月から強制性交等罪が不同意性交等罪、強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に変更となっています。

〔年代別・令和7年〕



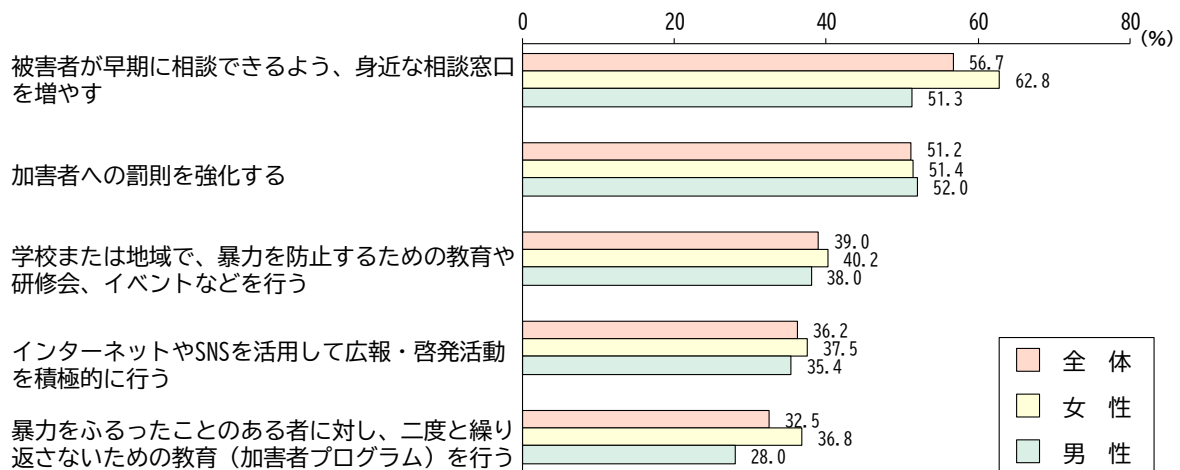
備考：福岡県警察調べ



⑧ 男女間における暴力の防止に必要なこと

DVをはじめとする男女間における暴力を防止するため必要なことを尋ねたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も多くなっています。また、インターネットやSNSを活用した広報のほか、二度と暴力を繰り返さないための教育を行うことなど暴力防止の教育も高い割合となっています。

図表 37 男女間における暴力の防止に必要なこと（上位5位）（福岡県）



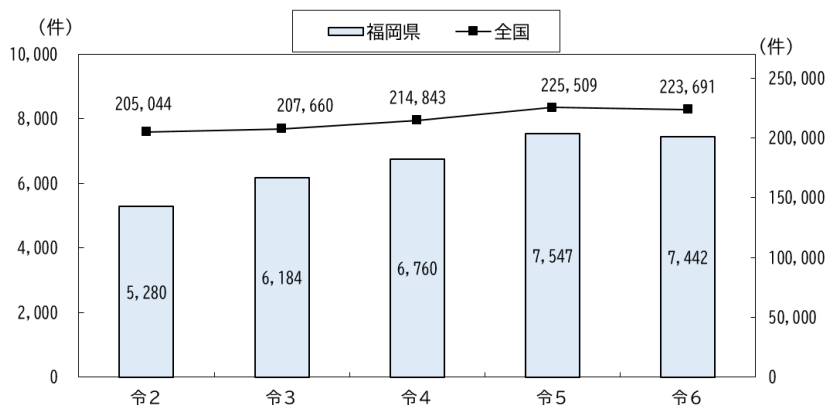
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

⑨ 児童虐待相談対応件数の推移

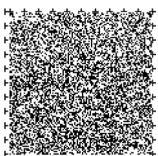
令和6（2024）年度の福岡県（政令市除く）の児童虐待相談対応件数は7,442件となっています。

虐待対応が依然として高い水準で推移している主な理由は、関係機関や地域住民の児童虐待に対する関心の高まりにより児童相談所への通告が増加傾向であること、また、こどもの目の前で配偶者に暴力をふるう、いわゆる「面前DV（ドメスティック・バイオレンス）」による心理的虐待について、警察からの通告が増加傾向であることなどが考えられます。

図表 38 県所管児童相談所の児童虐待相談対応件数



備考：厚生労働省「福祉行政報告例」



(7) 困難な問題を抱える女性をめぐる現状

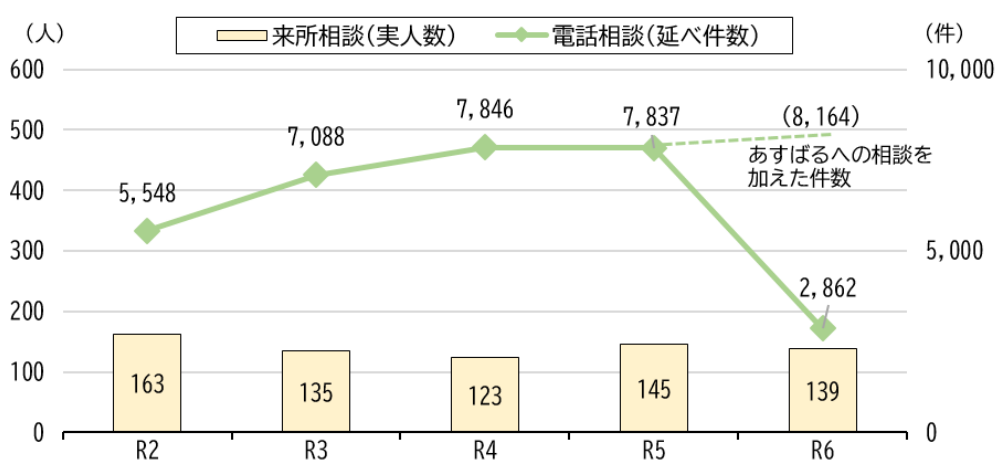
① 女性相談支援センターが受けた相談件数

女性相談支援センターでは、困難な問題を抱える女性専用の相談窓口として、令和6（2024）年度に「福岡県女性サポートホットライン」を開設しています。

女性サポートホットラインを含めた女性相談支援センターの電話相談件数は2,862件で、医療関係（精神・妊娠を含む）が1,066件で最も多く、次に多いのは夫等からの暴力など暴力に関するもので776件となっています。

来所相談は139人となっており、暴力に関するものが120人と全体の約86%を占めています。年代別では、20歳代～30歳代が多くなっています。

図表 39 女性相談支援センター相談件数の推移



※令和5年度まで県男女共同参画センター「あすばる」に委託して実施していた電話相談（R6：5,302件）は、令和6年度からの相談体制変更に伴い、令和6年度の集計から除外している。

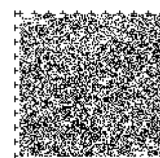
備考：福岡県女性相談支援センター調べ

図表 40 女性相談支援センターが受けた主訴別の電話相談の状況

主訴 年度	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題 (離婚問題を含む)	その他の人間関係	男女・性の問題 (ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係 (精神・妊娠を含む)	住居問題・帰住先なし	その他	計
R2	801	93	194	1,510	1,375	329	234	903	65	44	5,548
R3	751	73	162	1,758	2,019	295	307	1,634	60	29	7,088
R4	726	92	94	1,490	2,293	60	243	2,746	36	66	7,846
R5	643	107	178	1,751	2,036	69	381	2,381	32	259	7,837
R6	661	74	41	383	115	27	168	1,066	52	275	2,862

776

備考：福岡県女性相談支援センター調べ



図表 41 女性相談支援センターの来所相談（主訴別）の状況（実人員）

主訴 年度	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題 (離婚問題を含む)	その他の人間関係	男女・性の問題 (ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係 (精神・妊娠を含む)	住居問題・帰住先なし	計
R2	109	16	13	7	1	5	1	1	10	163
R3	100	21	4	1	1	1	0	2	5	135
R4	65	36	6	5	0	1	0	3	7	123
R5	106	18	6	2	2	2	0	1	8	145
R6	95	19	6	8	0	3	3	1	4	139

120

※来所相談は一時保護に関する相談を計上
備考：福岡県女性相談支援センター調べ

図表 42 女性相談支援センターが受けた来所相談の年代別・主訴別状況
(令和6年度・実人員)

主訴 年代	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題 (離婚問題を含む)	その他の人間関係	男女・性の問題 (ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係 (精神・妊娠を含む)	住居問題・帰住先なし	計
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
18～20歳未満	0	2	0	0	0	1	0	0	2	5
20～30歳未満	26	7	3	1	0	0	0	0	1	38
30～40歳未満	35	0	0	1	0	0	1	0	1	38
40～50歳未満	15	2	2	2	0	1	0	0	0	22
50～60歳未満	7	1	0	2	0	1	2	0	0	13
60歳以上	10	7	1	2	0	0	0	0	0	20
年齢不明	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	95	19	6	8	0	3	3	1	4	139

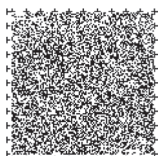
備考：福岡県女性相談支援センター調べ

② 一時保護件数

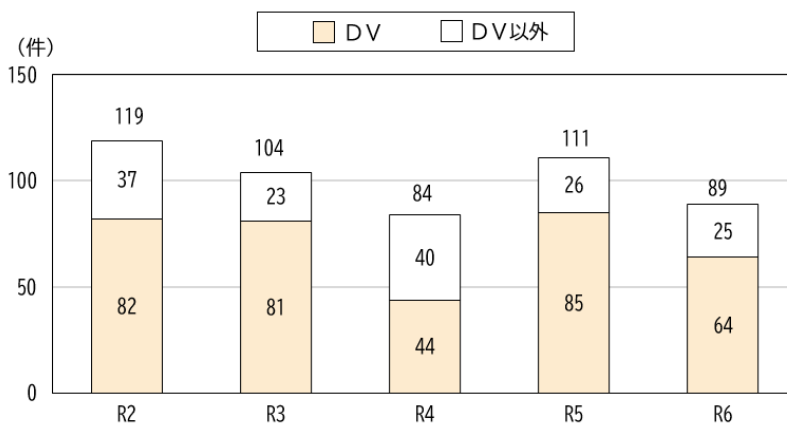
本県における一時保護件数は、令和6（2024）年度は89件で、うちDVは64件となっています。過去一番少なかった令和4（2022）年度と比較すると、全体は5件、またDVについては20件増加しています。

本県の一時保護については、子連れの方を一時保護するにあたり母子分離を避けるなど、入所者の様々な事情を考慮し、必要に応じて民間シェルターや社会福祉施設への一時保護委託を活用しています。

年代別では、20歳代～30歳代の入所者が多くなっています。



図表 43 女性相談支援センターの一時保護件数



〔一時保護先の内訳〕

年度・区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	女性相談セ	民間委託先	女性相談セ	民間委託先	女性相談セ	民間委託先	女性相談セ	民間委託先	女性相談セ	民間委託先
一時保護件数	46	73	40	64	34	50	31	80	47	42
	119		104		84		111		89	

〔主訴別件数（令和6年度）〕

主訴	夫等からの暴力	同居の交際相手からの暴力	元同居の交際相手からの暴力	交際相手からの暴力	子どもからの暴力	親・親族からの暴力	他の者からの暴力	ストーカー被害	帰宅先なし	その他	計
件数	55	8	1	4	4	7	1	2	3	4	89
割合	61.8%	9.0%	1.1%	4.5%	4.5%	7.9%	1.1%	2.2%	3.4%	4.5%	

DV64件

〔年齢別（令和6年度）〕

年齢別	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
人数	3	26	29	12	7	5	7	89
割合	3.3%	29.2%	32.6%	13.5%	7.9%	5.6%	7.9%	

〔一時保護における同伴児童数〕

年度	R2	R3	R4	R5	R6
同伴児童数	116	97	62	95	65
うちDV	110	92	56	88	63

※前年度からの繰越を含まず
同伴児童数は18歳以上除く
備考：福岡県女性相談支援センター調べ

③ 女性相談支援員が受けた相談件数

女性相談支援員は、県・市福祉事務所等に95名（県24名、11市71名）が配置されています。（令和7（2025）年4月1日現在）

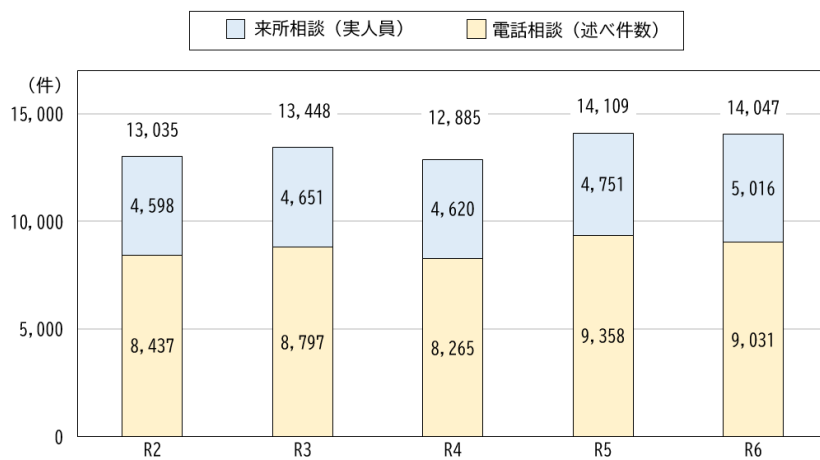
県及び市の女性相談支援員が令和6（2024）年度に受けた相談は、14,047件で、前年度と横ばいになっています。

来所相談の受付状況は、年代別では30歳代が最も多くなっています。

相談内容で最も多いのは、暴力に関するものが2,373人で、全体の約5割を占めています。

県・市別では、政令市が全体の約74%を占めています。

図表 44 女性相談支援員が受けた相談件数



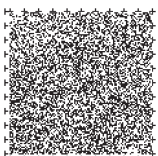
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

図表 45 女性相談支援員が受けた来所相談の年代別・主訴別状況（令和6年度・実人員）

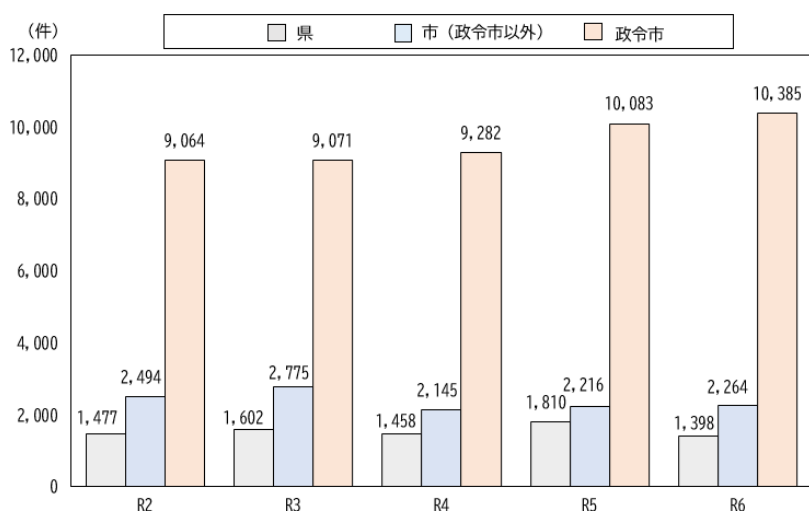
年代	主訴	主訴別状況									計
		夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）	その他の人間関係	男女・性の問題（ストーカー被害を含む）	経済関係	医療関係（精神・妊娠を含む）	住居問題・帰宅先なし	
18歳未満		0	8	1	16	2	0	9	2	0	38
18～20歳未満		1	27	3	23	0	0	4	11	1	70
20～30歳未満		195	168	16	401	19	4	32	83	17	935
30～40歳未満		466	102	20	680	33	5	56	91	19	1,472
40～50歳未満		547	79	16	400	22	5	49	44	9	1,171
50～60歳未満		288	50	5	143	21	4	34	20	7	572
60歳以上		202	73	3	82	16	2	5	11	11	405
年齢不明		91	8	4	181	14	1	32	14	8	353
計		1,790	515	68	1,926	127	21	221	276	72	5,016

2,373

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ



図表 46 女性相談支援員が受けた相談件数（県・市別内訳）



備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

女性相談支援員設置市（令和7年4月1日現在）

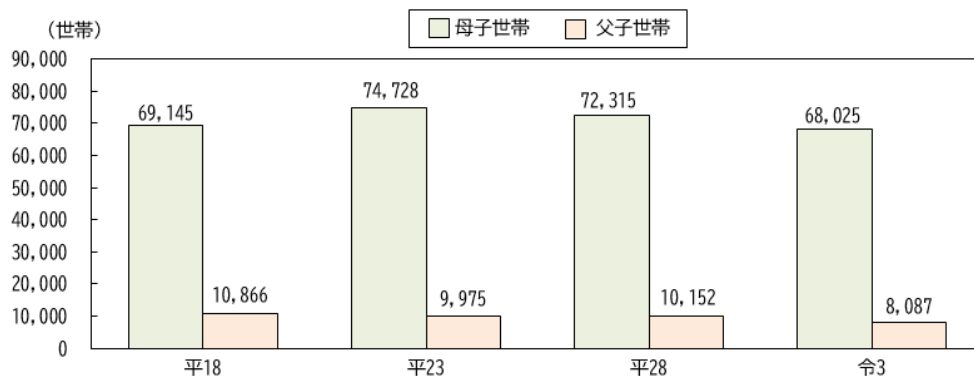
政令市（2市）	北九州市、福岡市
その他の市（9市）	大牟田市、久留米市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、豊前市、うきは市、嘉麻市

④ ひとり親家庭の状況

令和3（2021）年の母子世帯の世帯数は68,025世帯、父子世帯は8,087世帯となっています。

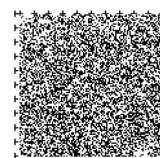
母子世帯の母親の90.9%は仕事を持っていますが、その約半数は派遣・契約社員、パートタイマーなどの非正規雇用です。母子世帯の平均年間税込収入は、276万円となっています。

図表 47 ひとり親世帯の世帯数（福岡県）

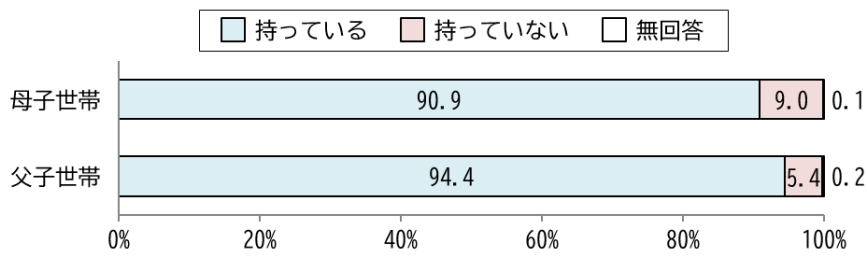


※ 母子世帯、父子世帯の世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数（政令・中核市含む。）

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」



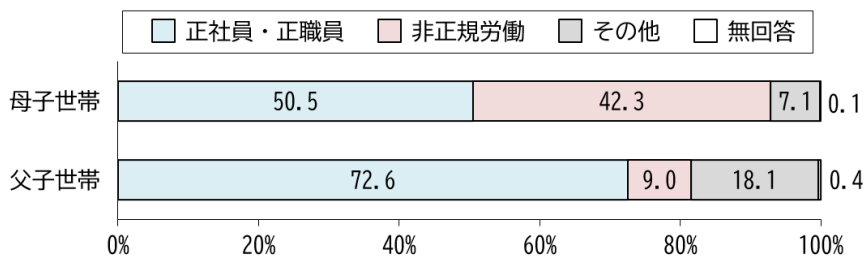
図表 48 母子世帯の母親、父子世帯の父親の仕事の有無（福岡県）



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

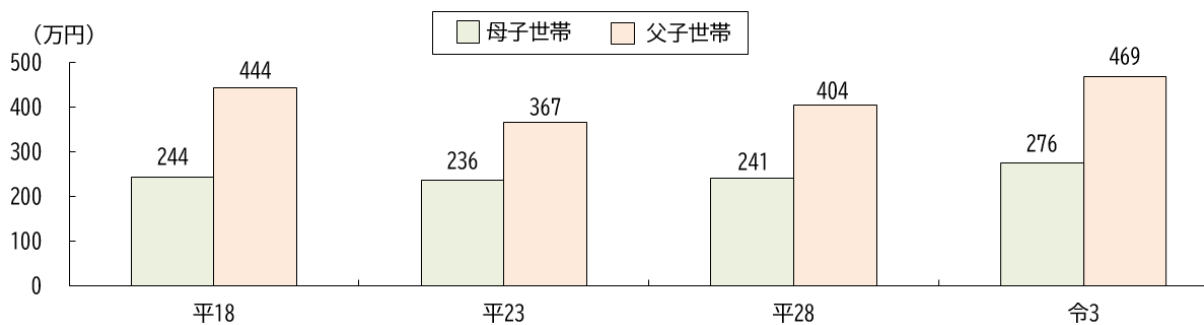
図表 49 母子世帯の母親、父子世帯の父親の就業形態（福岡県）



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

図表 50 母子世帯・父子世帯の平均年間税込収入（福岡県）



※政令・中核市除く（久留米市は平成18年まで含まれ、平成23年以降は含まれない）

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

(8) 社会の動き

第5次計画期間中に制定、決定された主な関連法制度、計画は次のとおりです。

① 国の動き

ア 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正（令和3（2021）年度、令和6（2024）年度）

令和3（2021）年度の改正（令和4（2022）年～5（2023）年段階的施行）では、事業主に対して育児休業取得の意向確認等が義務化されたほか、「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されました。また、常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対しては、育児休業取得状況の公表が義務化されました。

令和6（2024）年度の改正（令和7（2025）年4月、10月段階的施行）では、子の看護等休暇の取得対象が小学校3年生修了まで拡大されたほか、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者について、事業主にテレワーク等柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることが義務付けられるなど、仕事と育児・介護を両立するための環境整備が拡充されました。

また、育児休業取得状況の公表義務の対象が、常時雇用労働者数300人超の事業主に拡大されました。

イ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正（令和3（2021）年度）

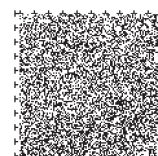
男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題（セクハラ・マタハラ等）への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

ウ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正（令和3（2021）年度、令和7（2025）年度）

令和3（2021）年度の改正において、GPS（全地球測位システム）機器等を使った位置情報の無承諾取得等が規制対象となり、令和7（2025）年度には、紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等も規制対象となりました。また、被害者の申し出がなくても警察の職権で加害者への警告を可能とするなど改正されました。

エ 「女性活躍推進法」等の改正（令和4（2022）年度、令和7（2025）年度）

令和4（2022）年度の「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」の改正において、常時雇用労働者数300人超の事業主には、男女間賃金差異に関する情報公表が義務付けられました。



令和7（2025）年度には、時限立法であった女性活躍推進法の期限が、令和18（2036）年3月末まで、10年間延長されました。

さらに、常時雇用労働者数100人超の企業を対象に、男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表が義務付けられます。（令和8（2026）年4月施行）

また、事業主行動計画策定指針が改正され、新たに女性の健康上の特性に係る取組を促すこととしています。

オ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 （令和4（2022）年度）

困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉増進」「人権の尊重や擁護」「男女平等の実現」を基本理念とし、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みが構築されました。国や地方公共団体に対しては、教育・啓発、民間団体援助など、困難を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記されています。（令和6（2024）年度施行）

カ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正 （令和5（2023）年度、令和7（2025）年度）

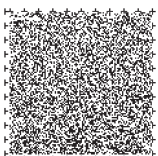
令和5（2023）年度の改正では、接近禁止命令等が、身体的な暴力だけでなく「自由、名誉、財産に対する脅迫」を受けるなど、重篤な精神的被害を受けた場合も対象となったほか、電話等禁止命令の対象に加害者がGPS機器等を使って被害者等の位置情報を無承諾に取得する行為が追加されるなど保護命令制度の拡充・保護命令違反が厳罰化されました。令和7（2025）年度には、電話等禁止命令の対象に紛失防止タグを使い被害者等の位置情報を無承諾に取得する行為等も禁止されるようになりました。

キ 「刑法」及び「刑事訴訟法」の改正等（令和5（2023）年度）

性犯罪の規定が変わり、強制性交等罪が不同意性交等罪となり、性交同意年齢が13歳未満から16歳未満へ引き上げられました。また、盗撮行為等を処罰する「性的姿態等撮影罪」が新設されるなど、性犯罪が厳罰化されました。

ク 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の改正（令和7（2025）年度）

事業主に対し、就職活動中の学生をはじめとする求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止措置を講じる義務などが規定されました。



ケ 「独立行政法人男女共同参画機構法」（令和7（2025）年度）

男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、独立行政法人男女共同参画機構が新設されるほか、「男女共同参画社会基本法」の改正において、男女共同参画社会の形成を効果的に推進するため、国及び地方公共団体が関係者相互間の連携と協働の促進に努めることが明記され、その拠点としての機能を男女共同参画センターが担う体制を確保することが法的に位置付けられました。

コ 「第6次男女共同参画基本計画」（令和8（2026）年3月閣議決定）の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、国の施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12（2030）年度までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

② 県の動き

ア 「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」（令和4（2022）年7月公布）

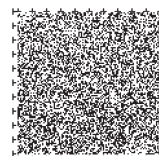
女性の政治分野への参画が進んでいない現状を踏まえ、性別や世代に関係なく、誰でも政治に参加できる環境づくりに向けて、福岡県内全ての地方議会の議員や議員となろうとする者に対するハラスメントを根絶するための相談体制や防止措置を定めた条例を制定しました。条例では、県議会議員等の責務を規定するとともに、ハラスメント根絶のための取組として、研修や外部有識者による相談窓口の設置などを規定しています。

令和5（2023）年4月の条例全面施行に伴い、福岡県議会事務局内に「議会関係ハラスメント相談窓口」を設置しました。

イ 「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の策定（令和6（2024）年3月）

困難を抱える女性への包括的支援を推進するため、県計画（計画期間は令和7（2025）年度まで）を策定しました。

さらに、潜在化している支援対象者の方を早期に把握し、生活の安定に向けた支援に結びつけるため、困難な問題を抱える女性専用の相談窓口「福岡県女性サポートホットライン」を女性相談支援センターに開設しました。



ウ 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」の改正（令和6（2024）年3月公布）

被害者が同意していない性的行為は性暴力であることを明確にするため、例えば、痴漢や盗撮なども性犯罪であることが分かるように明示し、また、性暴力に関する理解促進のため、性暴力の考え方、具体例、対応のあり方等を指針として告示し、県民に周知する規定を追加しました。さらに、性的意図の撮影行為に対し、施設等の管理、運営等に関わる者は、県とともに被害を未然に防止する、広報啓発や必要な措置をする必要がある旨を規定しました。

6 第5次計画の成果と課題

第5次計画では、「柱1 男女がともに活躍できる社会の実現」「柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」「柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」の3つの柱のもと、取組を進めてきました。また、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」については、「柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の施策を重点的に推進するための計画と位置付け、取組を進めてきました。

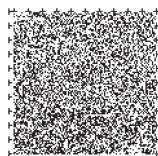
「柱1 男女がともに活躍できる社会の実現」

女性が活躍しやすい職場づくりを県内の経済団体や行政機関等と連携して働きかけるとともに、女性のキャリア形成支援や多様で柔軟な働き方の推進に取り組むこと等により、女性の就業者数は増加しました。また、仕事と生活を両立できる職場づくりの推進や子育て応援宣言企業の登録促進等により、男性の育児休業取得率も上昇しました。

しかし、県・市町村・県内事業所等における管理的職業に従事する女性の割合は17.9%にとどまっているなど、方針決定過程へ参画する女性の割合はいまだに低い状況にあります。また、依然として、家事や育児等の負担が女性に偏っていることから、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、さらに取組を進めていく必要があります。

「柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」

配偶者からの暴力や性暴力をはじめ、あらゆる暴力への対応強化に取り組みました。「配偶者暴力相談支援センター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において相談や被害者支援を行うほか、児童や生徒の発達段階に応じ、被害者にも加害者にもならないための教育を実施するなど、若年層に対する啓発を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を行ってきました。



また、女性サポートホットラインの設置や民間団体と協働した支援により、配偶者からの暴力や性暴力、孤立、貧困など様々な困難な問題を抱える女性への支援体制の充実を図りました。

しかしながら、配偶者等からの暴力の警察への相談等件数は増加していること、性犯罪の人口10万人当たりの認知件数が全国的にみると高い水準にあることなど、ジェンダーに基づく暴力は深刻な状況であり、近年は、男性のDV被害相談の増加も見られます。DV対策には、被害者支援のほか暴力根絶に向けた啓発強化などの取組が必要です。

また、支援を必要とする女性が直面する課題の多様化、複合化、複雑化により、様々な関係機関と連携した横断的で切れ目のない支援にあたるのが、より求められています。

「柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」

男女共同参画社会を実現するための啓発や教育を推進したほか、若い世代が男女共同参画について考え理解を深めるための学習機会の提供等、様々な啓発活動等に取り組んできました。県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に賛成しない人の割合が、5年前と比べ約11ポイント上昇するなど、意識改革が進んでいます。

しかし、固定的な性別役割分担意識に賛成する人の割合も約3割に上っており、更なる意識改革が必要です。

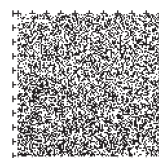
ジェンダー平等・男女共同参画の推進は、性別にかかわらず誰もが個性と能力を發揮でき、働きやすく暮らしやすい社会に繋がることから、企業・地域・教育現場などととも一体となって、実効性のある施策を推進していく必要があります。

7 施策体系

(1) 目指す姿

第5次計画の成果と課題を踏まえ、第6次計画では、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、目指す姿を次のとおり定めます。

- ・誰もが人権を尊重され、安心して暮らすことができる社会
- ・性別にかかわらず自分に合った生き方を選択し、個性と能力を發揮できる豊かで活力ある社会



(2) 施策の柱

目指す姿を実現するため、3つの柱のもと、施策を推進します。

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

- 女性の就業やキャリア形成を支援するとともに、多様な分野での就業を促進します。
- 女性が就業を継続し能力を発揮できるよう、多様で柔軟な働き方を進めるとともに、男性の主体的な家事育児等へ参画を推進します。
- 様々な分野における意思決定の場への女性の参画を進めます。

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

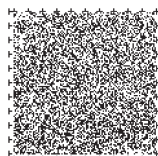
- DVや性暴力、ハラスメントなどあらゆる暴力に対し、その根絶を目指すとともに、被害者の安全確保と自立に向けた支援に取り組みます。
- 生活上の困難や人権課題に直面した女性等に対して、一人ひとりが置かれている状況に応じた切れ目ない支援に取り組みます。
- 男女のライフサイクルに応じた健康支援や、性別にかかわらず、生涯にわたる心身の健康維持を推進します。
- 防災・復興において、男女共同参画の視点を持って対応できる体制づくりに取り組みます。

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に取り組み、社会全体で意識改革を進めます。
- ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。

(3) 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、5年間の計画期間中に達成すべき目標となる数値を「成果指標」として設定し、定期的に進捗状況を検証して評価を行い、計画に掲げる事業の実施状況や目標の達成状況を取りまとめた年次報告書を作成し、県民に公表します。また、福岡県男女共同参画審議会及び福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議で報告します。



(4) 施策体系

施策の柱 ・ 施策の方向

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現	
(1) 働く場における女性の活躍推進	①女性の就業支援 ②働く女性のキャリア形成支援 ③女性の多様な分野への就業促進 ④女性の起業支援
(2) 誰もが希望に応じて働ける環境づくり	①多様で柔軟な働き方の推進 ②仕事と生活が両立できる環境の整備
(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進	①男性の家事・育児等への主体的な取組の推進 ②地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進
(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進	

福岡県女性活躍推進計画

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	
(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶	①DV相談体制の充実と関係団体との連携 ②DV被害者の保護体制の充実と安全確保 ③DV被害者の自立支援と加害者に対する再発防止 ④性暴力等の根絶及び被害者支援 ⑤セクシュアルハラスメントの防止 ⑥あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進
(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援	①支援対象者の早期把握と相談体制の充実 ②安全の確保と安定した生活に向けた支援 ③多様な主体との協働促進と支援体制の充実 ④人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知 ⑤高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備
(3) 生涯を通じた男女の健康支援	①生涯にわたる男女の健康支援 ②妊娠・出産の健康支援
(4) 防災・復興における男女共同参画の推進	

福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画

福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	
(1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革	
(2) 学校等教育現場におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進	①ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進 ②ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

